

性教育の手引

～盲・ろう・養護学校編～

平成 17 年 3 月

東京都教育委員会

はじめに

東京都教育庁指導部長 近藤 精一

これまで東京都教育委員会は、心身の発育・発達期にある児童・生徒に対する学校における性教育の重要性にかんがみ、性教育の手引の作成、児童・生徒用エイズ理解予防に関するパンフレットの作成・配布など、適正な性教育の実施に向けて諸事業を展開してまいりました。

しかしながら、児童・生徒の心身の早熟化に加えて、性情報の氾濫や通信機器の発達、規範意識の低下や性意識の多様化等の環境や意識が変化しつつあり、エイズ等の性感染症や若年層の人工妊娠中絶の増加等は社会問題化している状況にあります。

いうまでもなく、学校における性教育は、人格の完成を目指す人間教育の一環であり、学習指導要領や児童・生徒の発達段階に即して系統的・段階的に進めることが重要です。社会においては、性を安易にそして興味本位に扱う傾向がみられますが、学校においては命の尊厳の理解を通して、自他を尊重し、人はあたたかい人間関係によって結ばれていることを実感させるなどの指導が大切です。

このように学校における性教育の必要性や重要性が言われる一方で、一部の学校で学習指導要領や児童・生徒の発達段階を踏まえない性教育が行われている実態がありました。学校教育は、法令等にとって実施されなければならないものであり、学校における性教育は、教育課程に位置付け、組織的・計画的に進める必要があります。個人的な思いや一部の偏った考え方によって行われるようなことがあってはなりません。

このため東京都教育委員会は、平成15年9月、都立盲・ろう・養護学校長あてに「障害のある児童・生徒の性教育に関する実施指針」に基づき適正な性教育を実施するよう通達するとともに、実態調査を行うことなどにより改善に努めてまいりました。

このような経緯とともに、平成14年度以降、小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校で実施された学習指導要領の趣旨を踏まえ、東京都教育委員会では、平成6年度以降に順次発刊した各校種別「性教育の手引」を改訂することとし、平成15年度は、小学校編と中学校編の改訂を行い、今年度は、高等学校編と盲・ろう・養護学校編の改訂を行いました。

各学校におかれましては、この手引に示されている性教育についての考え方、進め方や実践事例等を十分に理解し、教職員の共通理解の下、家庭や地域からも理解の得られる適正な性教育の実践に向け、本手引を有効に活用されるようお願いいたします。

最後になりますが、本手引の改訂に際し、御協力いただいた教職員の方々、資料提供や御助言をいただいた関係者の皆様に心から敬意を表し感謝申し上げます。

目 次

はじめに

基礎編

| | |
|--------------------------|----|
| 「性教育の手引」の改訂に当たって | 3 |
| 1 改訂の方針について | 3 |
| 2 改訂の重点について | 3 |
| 学校における性教育の基本的な考え方 | 4 |
| 1 性教育の意義 | 4 |
| 2 人格の形成と性教育の考え方 | 4 |
| (1) 人格の形成と性教育 | |
| (2) ヘルスプロモーションの考え方 | |
| 3 学校における性教育の目標 | 5 |
| (1) 目標 | |
| (2) 具体的な目標 | |
| 4 学校における性教育の内容 | 5 |
| (1) 内容 | |
| (2) 具体的内容 | |
| (3) 学校におけるエイズ理解・予防に関する指導 | |
| 5 各学校段階における性教育の目標 | 11 |
| (1) 小学校 | |
| (2) 中学校 | |
| (3) 高等学校 | |
| (4) 盲・ろう・養護学校 | |
| 性教育の理解を深めるために(1) | 12 |
| 学校における性教育の基本的な進め方 | 14 |
| 1 指導計画の作成 | 14 |
| (1) 全体計画 | |
| 性教育の理解を深めるために(2) | 15 |
| (2) 年間指導計画作成上の留意点 | |
| (3) 保健学習と保健指導の考え方 | |
| (4) 発達段階に即した指導の在り方 | |
| 2 性教育の具体的な進め方 | 20 |
| (1) 教職員の共通理解 | |
| (2) 実施体制の確立に向けた組織づくり | |
| (3) 教職員の役割 | |
| 3 実施上の留意点 | 25 |
| 4 具体的な指導方法 | 25 |
| 性教育の理解を深めるために(3) | 27 |
| 都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会報告書から | 28 |
| 性教育において使用する教材・教具についての考え方 | 30 |
| 「不適切な指導」の事例と考え方 | 32 |

実践編

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 盲・ろう・養護学校における性教育の考え方、進め方 | 3 6 |
| 1 性教育の基本的な考え方 | 3 6 |
| 2 性教育の実施上の課題 | 3 6 |
| 3 教育課程への位置付け | 3 6 |
| 4 年間指導計画作成上の留意点 | 3 6 |
| 5 指導体制の整備 | 3 7 |
| 6 実施に向けた手順 | 3 8 |
| 7 障害の程度や発達段階等に即した指導内容 | 3 8 |
| 盲学校における性教育 | 4 0 |
| 1 盲学校における性教育の課題 | 4 0 |
| 2 指導計画作成上の留意事項 | 4 0 |
| 3 教材選択上の留意事項 | 4 1 |
| 4 指導体制の整備 | 4 1 |
| 5 家庭・地域との連携 | 4 2 |
| 指導事例 | |
| 指導例 1 「健康と清潔と身体の仕組みを知ろう」小学部 体育 | |
| 指導例 2 「自立と思いやり」中学部 総合的な学習の時間 | |
| 指導例 3 「エイズとその予防」高等部 保健体育 | |
| ろう学校における性教育 | 5 4 |
| 1 ろう学校における性教育の課題 | 5 4 |
| 2 指導計画作成上の留意事項 | 5 4 |
| 3 教材選択上の留意事項 | 5 5 |
| 4 指導体制の整備 | 5 5 |
| 5 家庭・地域との連携 | 5 5 |
| 指導事例 | |
| 指導例 4 「男女の協力」小学部 特別活動（学級活動） | |
| 指導例 5 「情報の取扱い方」中学部 特別活動（学級活動） | |
| 指導例 6 「結婚生活と健康」高等部 保健体育 | |
| 肢体不自由養護学校における性教育 | 6 4 |
| 1 肢体不自由養護学校における性教育の課題 | 6 4 |
| 2 指導計画作成上の留意事項 | 6 4 |
| 3 教材選択上の留意事項 | 6 4 |
| 4 指導体制の整備 | 6 5 |
| 5 家庭・地域との連携 | 6 5 |
| 指導事例 | |
| 指導例 7 「心身の機能の発達と心の健康」中学部 保健体育 | |
| 指導例 8 「男女による意識の違い」高等部 保健体育 | |
| 知的障害養護学校における性教育 | 7 2 |
| 1 知的障害養護学校における性教育の課題 | 7 2 |
| 2 教育課程への位置付け | 7 6 |
| 3 指導計画作成上の留意事項 | 7 6 |
| 4 教材選択上の留意事項 | 7 6 |

| | |
|----------------------------------|-------------|
| 5 指導体制の整備 | ・ ・ ・ ・ 7 6 |
| 6 家庭・地域との連携 | ・ ・ ・ ・ 7 7 |
| 指導事例 | |
| 指導例 9 「入浴指導」小学部 生活単元学習 | |
| 指導例 10 「心と身体の発達」中学部 保健体育 | |
| 指導例 11 「思春期の心と身体の成長」高等部 保健体育 | |
| 病弱養護学校における性教育 | ・ ・ ・ ・ 8 6 |
| 1 病弱養護学校における性教育の課題 | ・ ・ ・ ・ 8 6 |
| 2 指導計画作成上の留意事項 | ・ ・ ・ ・ 8 6 |
| 3 教材選択上の留意事項 | ・ ・ ・ ・ 8 6 |
| 4 指導体制の整備 | ・ ・ ・ ・ 8 7 |
| 5 保護者・前籍校との連携 | ・ ・ ・ ・ 8 7 |
| 指導事例 | |
| 指導例 12 「生理的・精神的ストレスへの対処」中学部 保健体育 | |
| その他の個別指導例（Q & A） | ・ ・ ・ ・ 9 0 |

| |
|-----|
| 資料編 |
|-----|

| | |
|--------------------------------|---------------|
| 【資料 1】 学校での性教育の授業経験 | ・ ・ ・ ・ 9 5 |
| 【資料 2】 性に関する意識 | ・ ・ ・ ・ 9 5 |
| 【資料 3】 性の逸脱行動の内容 | ・ ・ ・ ・ 9 5 |
| 【資料 4】 年齢階級別人工妊娠中絶件数 | ・ ・ ・ ・ 9 6 |
| 【資料 5】 性の逸脱行動等の実態 | ・ ・ ・ ・ 9 7 |
| 【資料 6】 我が国のエイズ患者・H I V感染者報告件数 | ・ ・ ・ ・ 9 7 |
| 【資料 7】 我が国のエイズ患者・H I V感染者の感染経路 | ・ ・ ・ ・ 9 7 |
| 【資料 8】 親子の関係と性行動について | ・ ・ ・ ・ 9 8 |
| 【資料 9】 年齢別の性規範意識について | ・ ・ ・ ・ 9 9 |
| 【資料 10】 関係法令 | ・ ・ ・ ・ 1 0 0 |
| 【資料 11】 東京都におけるエイズ対策（福祉保健局） | ・ ・ ・ ・ 1 0 4 |
| 【資料 12】 関係通知・通達文 | ・ ・ ・ ・ 1 0 6 |

基 礎 編

「性教育の手引」の改訂に当たって

1 改訂の方針について

平成 10 年度に学習指導要領が改訂され、平成 15 年 12 月には、その一部改正が行われた。このことを踏まえて、東京都教育委員会は、平成 6 年度から平成 8 年度にかけて発刊した校種別の「性教育の手引」を改訂することとした。

改訂に当たっては、性教育の基本的な考え方や進め方については従前のものを踏襲しつつ、基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を柱とする学習指導要領の趣旨を踏まえることを基本とし、社会環境や価値観の多様化等の変化に柔軟に対応することとした。

具体的には、学習内容の一部削除や整理・統合された項目に基づいて、指導内容等の見直しを図るとともに、その指導内容に即した指導計画や学習指導案を例示し、各学校において適正な性教育を一層充実していくための資料となるよう配慮した。

本編は、「基礎編」と「実践編」の 2 部構成で作成し、巻末に「資料編」を掲載した。

「基礎編」は、小学校段階から高等学校段階までの、性教育の考え方、進め方や実施上の諸課題を整理するとともに、各校種別に指導のねらいや発達段階に即した指導の在り方についての考え方を示した。

「実践編」においては、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導計画とともに、各校種や各学年の発達段階に即した学習指導案を例示した。さらに「資料編」においては、関係する諸資料を掲載した。

2 改訂の重点について

次の点を、本手引の改訂の重点とした。

- (1) 平成 10 年度に改訂された学習指導要領に基づいて、性教育に関する内容を整理し、全体指導計画の中で取り扱う内容や改善点等を示した。
- (2) 各校種における児童・生徒の発達段階の考え方を示すとともに、その発達段階に基づいた学習指導案を例示した。
- (3) 学習指導要領の趣旨の柱である「生きる力」を育成するために、調べ学習やグループ活動等、児童・生徒が主体的に学ぶことができるような学習指導案を例示した。
- (4) 性教育の課題の一つである性情報への対処や性被害・加害防止に向けた指導の在り方等について、指導のポイントを含めた指導事例を示した。
- (5) 平成 15 年 12 月に告示された学習指導要領の一部改正に基づき、学習内容の取扱いや考え方を整理した。
- (6) 学習指導要領を踏まえ児童・生徒の発達段階に即した指導の在り方、そして保護者、地域、社会においても受け入れられる性教育の在り方や進め方についての考え方を示した。

学校における性教育の基本的な考え方

1 性教育の意義

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環であり、「生命の尊重」「人格の尊重」「人権の尊重」などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行われるものである。

このため、性教育は、人間の性を人格の基本的な部分とし、「生理的側面」「心理的側面」「社会的側面」などから総合的にとらえて指導することが大切である。

学校は、すべての児童・生徒に対して、「人間尊重」「男女平等」の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童・生徒の発達段階に即して、正しく理解させるとともに、同性や異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう性教育を充実していく必要がある。

2 人格の形成と性教育の考え方

(1) 人格の形成と性教育

児童・生徒は、発達段階に即して人間の性を正しく理解し、自己の性に対する認識を確かにしていくとともに、人間としての生き方や家庭・社会生活における男女の在り方などについて学ぶ必要がある。

このため、学校においては各教科・科目等における指導とともに、次の事項にも留意して現代社会を生きる児童・生徒の人格の形成に寄与していく必要がある。

自分が男性であるか女性であるかという事実や、自分の性をどのように認識しているのかによって判断や行動に差違や特徴が生じることから、人間の性は人格と切り離すことができないことを理解させる。

人間は、自分の一生をどのように生きるかを考えることや日常生活の場面で様々なことを感じ、考え、判断し、行動していく中で、他の人と様々な人間関係を築きながら生きていくことを知らせる。

人間の性は、人としての生き方はもとより、男女の生き方や在り方に深くかかわっていることを理解させる。

今日の核家族化や少子化の進行、地域社会における自然発生的な集団活動の減少、進学競争の激化、マスメディアや情報通信機器の発達などの様々な社会的要因によって、児童・生徒の自己概念の形成が遅れていることがないかを把握し対処する。

自尊感情が得られず、主体性や自律性に乏しく、人間関係が希薄化していないかを把握し対処する。

男女の性にかかわる様々な情報が氾濫し、子どもたちを取り巻いている状況から、児童・生徒の道徳心や性に対する倫理観が健全に発達しているかを把握し対処する。

(2) ヘルスプロモーションの考え方

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスをいい、環境と行動の両面から健康状態のレベルアップに寄与するものであり、個人技術の向上を目指した従来の健康づくりとは異なり、個人の健康を支援する政策づく

りや環境づくりを付加した総合的な健康づくりの理念である。

昭和 61 年、WHO（世界保健機関）がオタワで開催した国際会議において「オタワ憲章」として採択された。

この考え方は、より具体的な目標設定とそれに基づく計画の策定・実施、さらに実施後の評価までの一連の取組を通して社会全体の健康づくりを目指すものであり、学校においても、ヘルスプロモーションについての基本的な理解を深めるとともに、健康教育や性教育の展開にも生かしていくことが必要である。

3 学校における性教育の目標

（１）目標

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童・生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにすることを目標とする。

（２）具体的な目標

自己の性別を正しく理解する。

「人間尊重」「男女平等」の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。

家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸課題を適切に判断し、対処する能力や資質を身に付ける。

4 学校における性教育の内容

学校における児童・生徒の学習は、学習指導要領によってそれぞれ目標と内容が定められ実施されているが、学習指導要領には「性教育」という教科等は示されていない。

しかし、人間の性に関連する事項は、人が成長していく上において必要なものであり正しく学習していくべきものである。このため文部科学省は、性教育の充実に資するために、学習指導要領に定めている学習内容を「性教育」の視点から体系化し、平成 11 年 3 月に「学校における性教育の考え方、進め方」を刊行した。

そこでは、学校における性教育を「人間尊重の精神に基づき、人格の完成を究極の目標として行う性に関する教育活動である。」と示している。

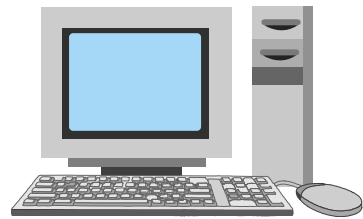
したがって、学校教育において行われる学習は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に即し、組織的・計画的に行われるものである。

（１）内容

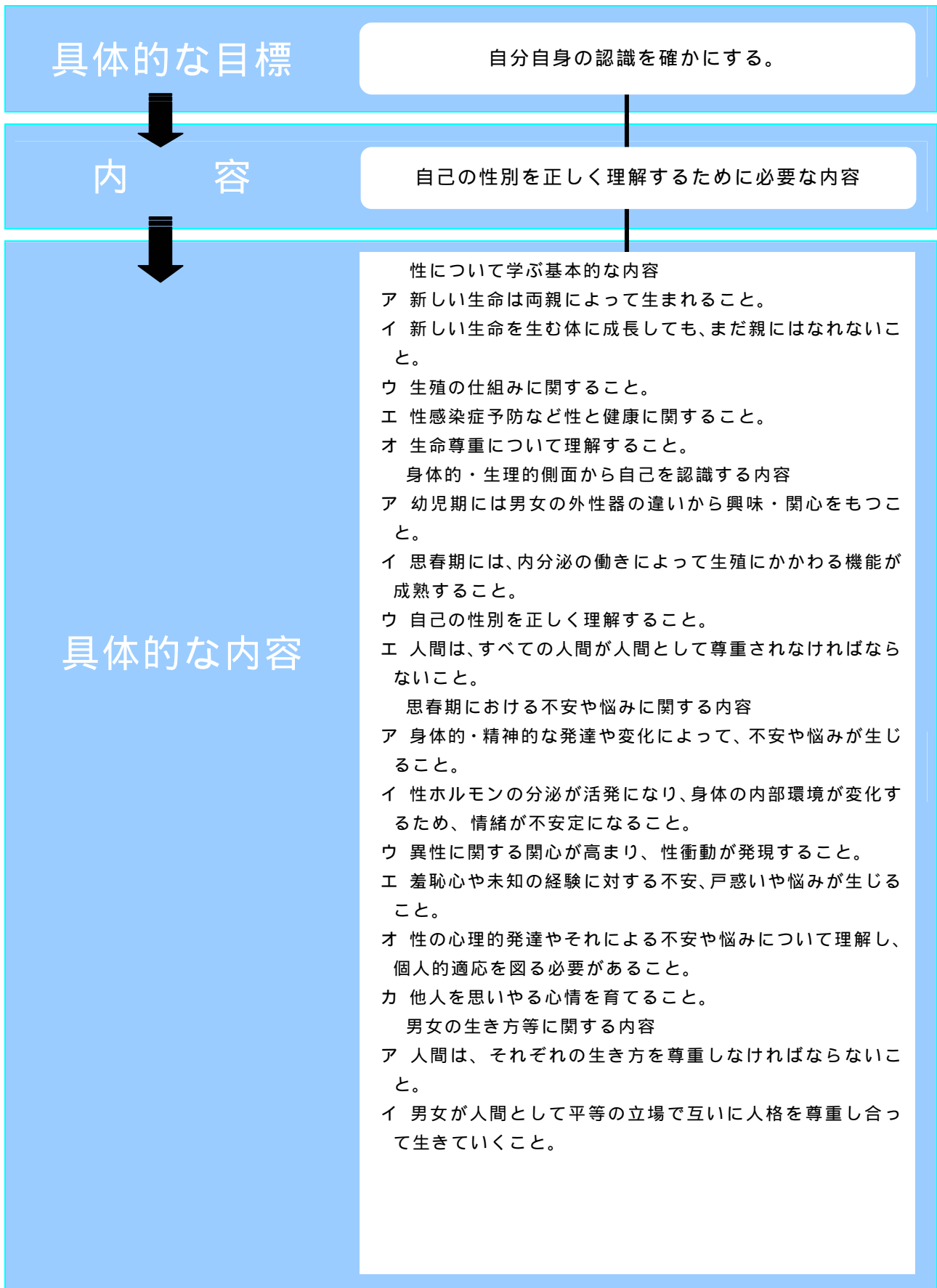
学校における性教育の内容は、前述の具体的な目標を受け、人格の形成にとって切り離すことのできない「性」というものを核に、「自己の性を確かにするために必要な内容」「男女の人

間関係の育成に必要な内容」「家庭や社会の一員として必要な性に関する内容」に大別される。

各教科・科目、道徳（小・中学校）及び特別活動には、学習指導要領に定められた指導の目標と内容がある。人間の性に直接関係するものや間接的に関係するもの、内容によって「性教育」ととらえ直すことができる部分もある。そのため、指導に当たっては、小学校・中学校・高等学校等それぞれの段階における性教育の目標と内容等について、十分理解しておくことが必要である。



(2) 具体的内容



「人間尊重」「男女平等」の精神に基づき豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。

家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸課題を適切に判断し、対処する能力や資質を身に付ける。

男女の人間関係の育成に必要な内容

家庭や社会の一員として必要な性に関する内容

男女の相互理解についての内容

- ア 人間はだれもが人間としての生活を送る権利や、幸福になる権利をもっていること。
- イ 人間は様々な欲求や主張をもっており、互いに相手を認め合い尊重し合うためには、自分の欲求や主張を他人とのかかわりにおいて調整しなければならないこと。
- ウ 相手に対する理解や思いやりが必要になること。
- エ 男女の身体的・生理的な差や心理的特徴などについて理解を深めること。
- オ 異性の人格を尊重する態度や行動の仕方について理解すること。

人間関係の基礎的内容

- ア 人間関係を築くためには、相互理解を深めるとともに、接し方や言語・態度により、自己表現の能力、相手に対する受容的な態度、相手との違いに対する耐忍性や調整力などが必要であること。
- イ 上記の人間関係の技術・能力（スキル）を高めること。

男女の人間関係に関する内容

- ア 男女の人間関係は、学校や地域における異性の友人、親しい異性の友人、あこがれや好意を寄せる異性など多様であること。
- イ 男女の人間関係には、多くの過程があり、その過程が大切であること。
- ウ 人間関係のマナーやエチケットとして、時と場、年齢に応じて、相手や周囲の人に不安感や不快感を与えない行動様式を身に付けること。

特定の異性との交際に関する内容

異性との交際に関しては、適切で賢明な行動や判断できる能力・態度が必要なこと。

男女平等参画

男女が性別にかかわらず個人として尊重され、一人一人にその個性を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し責任を分かち合うこと。

性情報

情報化社会における性情報について考えさせ、性情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けることの大切さを理解すること。

性の被害・加害

- ア 児童・生徒の発達段階に即し、様々な性被害について、人間尊重、男女平等の観点から理解させ、日常生活における性被害・加害の発生状況やその防止について考えること。
- イ 学校や地域の実態などに応じ、児童・生徒等に対し、被害防止の観点から、児童・生徒等が受けやすい性被害の発生状況や発生要因などを知り、被害を受けた場合などの対処の仕方等を具体的に理解すること。

ウ 性加害は「人間尊重」「男女平等」の精神から絶対許されないことであること、自己中心的な欲求による自制心のない行動は、相手の心身を傷つけるだけでなく自らも大きな罪を負うことを理解すること。

性感染症・エイズ

- ア 児童・生徒の発達段階に即した性感染症やエイズについての正しい知識を身に付け、その予防方法を理解するとともに、エイズによる偏見・差別を払拭すること。
- イ エイズは感染症としてだけでなく、経済的、人道的、国際的な側面の課題を有しているということ。

(3) 学校におけるエイズ理解・予防に関する指導

昭和 56 年にアメリカで最初のエイズ患者が報告され 20 年以上が経過した。

UNAIDS (国連合同エイズ計画) 及び WHO (世界保健機関) は、平成 16 年末現在で、HIV 感染者とエイズ患者の合計を 3,400 万人から 4,600 万人に達すると推計し、1 年間で 300 万人以上が命を落とし、490 万人が新たに HIV に感染したと予測している。

このように世界規模でまん延しているのは、その国や地域が置かれている社会的要因、生物学的要因、経済的要因が複雑に関係することによるものと指摘されている。そのため、各国でエイズ予防教育が推進されるとともに、国や地域を越えた医療支援・経済支援が行われている。

我が国においては、昭和 60 年に初めてエイズ患者が確認された。国が策定した「エイズ問題総合対策大綱」を受け、文部省は昭和 62 年 2 月「エイズ予防に関する知識の普及について」とする体育局長通知を通じて、適切な教育が行われるよう各教育委員会を指導してきた。その後「エイズに関する指導の手引」が全国の小学校、中学校及び高等学校に配布され、感染症とエイズの学習が広く行われてきている。

一方、患者や感染者数は年々増加しており、我が国のエイズ動向委員会は平成 16 年 9 月現在で、累計の HIV 感染者は 6,337 人、エイズ患者は 3,164 人であることを報告した(凝固因子製剤による感染者を除く。)。世界規模のまん延に比して我が国の患者や感染者数は桁違いに少ない状況ではあるが、増加傾向にあり今後急増する可能性があるため感染防止が重要な課題となっている。

このため、小学校、中学校及び高等学校いずれの段階においても、エイズ理解・予防に関する発達段階に即した指導の充実が求められている。

学校種を越えた全体の目標と内容として、以下のようなものが考えられる。

【目標】

エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させ、エイズを予防する資質や能力を育てるとともに、人間尊重の精神に基づきエイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を払拭する。

【内容】

| | | |
|-------------------|---|--------------------|
| エイズ | イ | 潜伏期 |
| ア 後天性免疫不全症候群(エイズ) | ウ | 発病 |
| イ エイズの病原体(HIV) | | エイズの予防 |
| ウ エイズの特性 | ア | エイズの蔓延の要因 |
| エ エイズの現状 | イ | 性的接触による感染症 |
| HIV(エイズウィルス)感染経路 | ウ | 血液による感染予防 |
| ア 性的接触による感染 | エ | エイズの相談・検査 |
| イ 麻薬等の注射針の共用による感染 | オ | エイズの予防・医療対策 |
| ウ 血液による感染 | | エイズに関する不安や偏見・差別の払拭 |
| エ 母子感染 | ア | エイズに関係したいじめ等 |
| HIV感染とその経過 | イ | エイズによって生じた不安や偏見・差別 |
| ア 感染 | ウ | 感染者・患者に対する支援 |

(出典:「みんなで生きるために - エイズ教育資料 - 」日本学校保健会)

5 各学校段階における性教育の目標

(1) 小学校

生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を受容し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。

男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心情や態度を育てる。

家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意志決定ができる能力や態度を育てる。

(2) 中学校

心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について理解するとともに、発達途上にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。

男女の心身の特質を基に男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。

男女の生き方は多様であることを理解し、家庭や社会において期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家庭や社会の一員として適切な判断や意志決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

(3) 高等学校

心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。

男女の心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、男女が互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。

社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性の文化や社会的な意味を理解するとともに、人間尊重、男女平等の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意志決定や行動選択ができる能力や態度を育てる。

(4) 盲・ろう・養護学校

盲・ろう・養護学校における性教育の目標は、上記(1)(2)(3)の目標と同じである。

さらに、その児童・生徒の障害の状態や程度に応じて、障害を克服し、共に生きる社会の一員としての自覚を高め、社会的自立を促すようにすることが大切である。このため、盲・ろう・養護学校における性教育の目標は、障害の種別や状態に応じて設定する必要がある。

性教育の理解を深めるために（１）

教師や保護者の「性教育」に対する意識や考え方に違いがあるのは、戦後の学校教育において、「性教育」に関して多様な考え方が存在し、社会情勢の変化とともに推移してきたことにより影響を受けていると考えられる。

戦後の混乱期・・・戦後の社会情勢の変化

「性の自由・解放」「性風俗・性道德の乱れ」

（売春、性病の蔓延、性情報の氾濫、性犯罪の増加等）

昭和 22 年・・・「学校体育指導要領」（文部省）

（高等学校の衛生の内容に「性教育」と表記）

昭和 23 年・・・文部省「純潔教育基本要項」を公表

昭和 24 年・・・「中等学校保健計画実施要項（試案）」（文部省）

（健康教育の内容として「成熟期への到達」の単元で性に関する指導を取り扱う。この部分は昭和 33 年「中学校学習指導要領」で削除となる。）

昭和 30 年・・・文部省「純潔教育の進め方」（試案）を公表

「純潔教育の進め方」（試案）において文部省は、純潔教育について「立派な人間をつくるのが教育の目標である以上、個人生活、社会生活において人々の思考や行為に深くつながる、いわば人間の本質につながる性についての教育が重要とされるのは当然である。」との考え方を示した。また、ここでは「性教育」という言葉が一般化されていないこと、「性教育」という言葉が狭い意味に受け取られることを危惧し、「純潔教育」の名称を使ったと述べている。

一方、「純潔教育基本要項」の付「性教育の在り方」の中で、純潔教育は性教育の一部であって、「男女間の肉体関係を性道德の定める規定に合致せしめること」を教育の対象とするものであると示した。

昭和 33 年・・・「中学校学習指導要領」（文部省）

（保健体育第 3 学年の指導計画の作成及び学習指導の方針に「心身の発達、病気の予防、精神衛生などの学習においては、性教育を考慮して指導する」と表記）

昭和 35 年・・・「高等学校学習指導要領」（文部省）

（保健の指導計画及び指導上の留意事項に、「人体の生理、精神衛生、公衆衛生などの学習においては、性教育を考慮し・・・指導する」と表記）

昭和 45 年・・・「学習指導要領」改訂

（「性教育」の用語が学習指導要領・指導書から削除）

昭和 52 年・・・小学校学習指導要領（文部省）

（保健で「体の発育」を扱う。）

- 戦後の「性教育」の考え方の経緯 -

昭和 30 年代後半は、非行の低年齢化や集団化が顕著になり、学校の生活指導は、児童・生徒の非行問題に加えて、性非行、不純異性交遊の防止等に重点が置かれるようになった。そのため、性道徳を強調する教育が重視されるようになり、その傾向は昭和 40 年代の前半まで続いた。

昭和 61 年・・・「生徒指導における性に関する指導 - 中学校・高等学校編 -」(文部省)
(「学校においては生徒の発達段階に応じ、学習指導要領に基づいて保健体育・道徳・特別活動などを中心に学校の教育活動全体を通じて、性に関する指導が行われています。」と表記)

ここでは、性に関する指導の基本的な考え方として、「昭和 40 年代後半から性教育という言葉が一般に用いられるようになった。しかし性教育という言葉は、今日なお人によってその解釈が異なり、男女の身体的・生理的事項やそれに関係する問題の教育や問題行動の防止のための指導という狭い概念でとらえられているものが少なくない。したがって性に関する指導も、人間の性を基本的部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的な知識を与えるとともに、生徒が生命の大切さを理解し、また人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち望ましい行動をとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間形成に資することを目的とするものでなければならない。」とした。

平成元年度・・・「小学校学習指導要領」改訂(文部省)
(小学校 5 年生教科「体育」保健領域に「体の発育・発達」を導入)
平成 10 年度・・・「小学校・中学校学習指導要領」改訂(文部省)
(小学校 4 年生教科「体育」保健領域に「育ちゆく体とわたし」を導入)
平成 14 年度から実施
平成 11 年度・・・「学校における性教育の考え方、進め方」発刊(文部省)
(小学校、中学校、高等学校及び障害がある児童・生徒の性教育の在り方が示され、同時に個別指導事例や問題行動・性非行への対応等の考え方が示された。このことから、現在「性教育」と「性に関する指導」は同義語として使用されるようになった。)

「高等学校学習指導要領」改訂(文部科学省)
平成 15 年度から学年進行により実施

学校における性教育の基本的な進め方

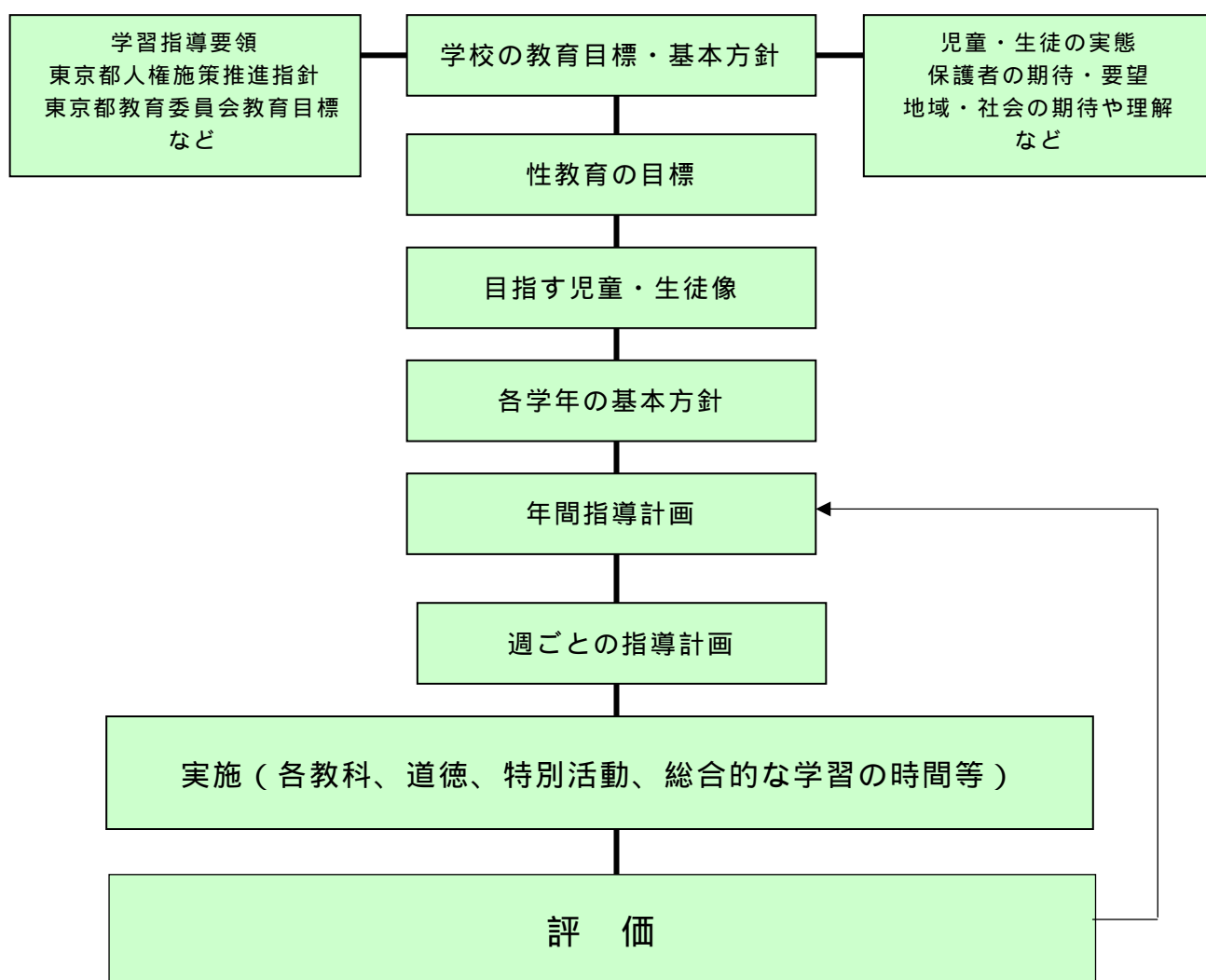
1 指導計画の作成

学校において行われる性教育は、各教科・科目、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において行われるものと、生活指導として学校教育全体を通じて行う集団的・個別的な性に関する指導と支援及び性に関する健康相談活動の中で行われるものに大別される。

性教育をより効果的に行うためには、学校としての全体計画が必要である。

(1) 全体計画

全体計画は、性教育の目標、目指す児童・生徒像、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間などにおいて、性に関する内容やその他の時間における指導内容、生活指導として行われる内容など、性に関する指導が果たすべき役割を明確にした性教育の総合的な計画である。



性教育の理解を深めるために（２）

- 学校における性教育の必要性について -

学校教育は教育基本法第１条によって児童・生徒の人格の完成を究極の目的としているが、人間は自分が男であるか女であるかという事実やそれをどのように認識しているかによって、自分の一生をどう生きるかを考え、日常の生活場面で様々な感じ方や考え方、判断や行動などに差異や特徴が生じる。このことから、「人間の性は、人格の中心に組み込まれている本質的な条件の一つである」(Kirkendall, L.A)といわれており、人間の性は、人格から切り離すことはできず、男女の生き方や在り方に深くかかわっていると見える。したがって児童・生徒の人格の完成に性教育が欠かすことができないというだけでなく、極めて重要な意義をもっており、具体的には次のような必要性が考えられる。

１ 児童・生徒が自己の性の認識を確かにする。

国民の性に関する意識や価値観、男女の生き方などが多様化している中で、児童・生徒の多くは核家族、少子家族で、豊かな物質に恵まれて、過保護、過干渉に育てられている。このため、自己の性を確かめる場や機会が減少し、自尊感情が得られず、男性又は女性としての自己の確立が困難になっているといえる。

また、古い時代の男女の固定的な性役割観が残存していたり、性に関する社会的風潮や商業主義的な性情報などによって、性に対する享乐的、快楽的イメージが与えられていて、自己の性や他の性に対する認識が不適切であったり、理解を誤ったりしている。これらのことから性教育によって自己の性の認識を確かにさせるとともに他の性に対する理解を深めさせる必要がある。

２ 児童・生徒の対人関係のスキルを育てる。

人間はその生涯を通して、同性・異性が様々な人間関係を結びながら生活していくが、その際、男女が人間として平等の立場で、お互いに理解し合い、人格を尊重し合いながら協力していくことが必要である。しかし、我が国には戦前まで男尊女卑の思想や男性に寛容で女性に厳しい性の二重倫理が存在し、未婚の男女が自由に交際することは世間をはばかれた。また、戦後は核家族化が進み、地域社会にあった自然発生的な子どもの群れが消滅したこともあって、現在の児童・生徒たちは人間関係のスキルが未熟であり、そのために人間関係が希薄であるといえる。

このため、児童・生徒が現在及び将来において、より豊かな人間関係を導くことができるようにするために、幼年期から、男女が平等の立場で、相互に人格を尊重し合うことの大切さや男女の接し方などを習得させ、それを日常生活において具現化させるよう指導し援助することが必要である。

３ 家族や社会の一員としての生き方を習得させる。

人間は家庭の一員として、あるいは職場や地域における様々な社会集団の一員として生きている。そのため児童・生徒が現在及び将来の生活において、これらの場において直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する資質や能力を育てる必要がある。

特に最近では、家庭や家族の在り方の変化、性情報の氾濫、固定的な性別役割分担意識、セクシュアル・ハラスメント、性の逸脱行動、性被害の増加、エイズや性感染症の蔓延など性に関する様々な問題が大きな社会問題になっており、これらへの対策や解決が望まれている。このため、児童・生徒が家庭や社会の一員として適切な意志決定や行動選択ができる能力を習得するための性教育は重要である。

(2) 年間指導計画作成上の留意点

年間指導計画は、学校における性教育の全体計画に基づいて各教科・科目、道徳（小・中学校）、特別活動及び総合的な学習の時間において指導するねらい、内容、方法等並びに生活指導や相談活動等として指導するねらい、内容、方法等を具体的に示したものである。

したがって、性教育を意図的・計画的に行うための基盤となるものである。

学校における性教育は、各教科等のように学習指導要領に体系的に目標や内容が示されていない。したがって、学校として性教育を実施する場合には、年間指導計画を作成する必要がある。

年間指導計画作成上必要な事柄は、次のとおりである。

各学年の基本方針

- ・全体計画に基づき各学年の性教育の基本方針を具体的に示したもの
- 各学年の年間を通じての指導の概要
- ・主題（題材）名と主題（題材）設定の理由
- ・指導の時期
- ・指導のねらい
- ・指導展開の概要と指導方法等
- ・教材、教具及び参考資料

また、年間指導計画から指導の実施・評価に至る手順としては、次のような方法が考えられる。

基本方針を明確にし、教職員の共通理解を図る。

児童・生徒の状況や地域の実態から必要な指導内容を選択する。

学習指導要領にある性教育の内容を明らかにし、共通理解を図る。

指導の機会や指導時数を検討し、年間指導計画の骨子を作成する。

他の教育活動との調整や、学年及び教科の組織において共通理解を図る。

年間指導計画を作成・決定する。

学習指導案を作成する。

授業を実施する。

関係する組織において評価し、必要な修正や改善を図る。

学校評価において全体的な評価を行い、次年度に生かす。

(3) 保健学習と保健指導の考え方

保健教育は保健学習と保健指導に分けられる。

保健学習は、学習指導要領で指導内容・指導学年・指導時間を特定している教科の指導である。保健指導は、身近な健康課題への対処について、日常的に留意する行動等を身に付けるために、特別活動等の中で行う指導である。

それぞれ、指導の場面の特性を踏まえ、指導対象に応じてねらいを明確にした計画に基づき実施し、健康に関する基礎的・基本的事項の認識が深められ、思考力や判断力なども含めて日常生活における実践が促されるようにすることが必要である。

以下は、保健学習と保健指導の特性を概括的に示したものである。

| | 保健学習 | 保健指導 |
|-------|--|---|
| 目標・性格 | 健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る。 | 日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。 |
| 内容 | 学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容 | 各学校の児童・生徒が当面している、又は近い将来に当面するであろう健康に関する内容 |
| 指導の機会 | 体育、保健体育及び関係する教科等 | 特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心に教育活動全体 |
| 進め方 | 年間指導計画に基づき、実践的な理解が図られるよう問題解決的、体験的な学習を展開する。 | 実態に応じた時間数を定め、計画的、継続的に実践意欲を誘発しながら行う。 |
| 対象 | 集団（学級、学年） | 集団（学級、学年、全校）又は個人 |
| 指導者 | ホームルーム担任（学級担任）、教科担任、養護教諭（教諭兼職等）等 | ホームルーム担任（学級担任）、養護教諭、学校栄養職員等 |

（出典：「保健主事の手引」平成 16 年 2 月財団法人日本学校保健会）

（４）発達段階に即した指導の在り方

学習指導要領には、各教科等の目標や単元ごとの目標や内容が示されている。

学校では、あらかじめこの目標や内容を踏まえて指導計画を作成し、授業を行い、その授業を評価し改善につなげている。

学習指導要領に示されている各教科等の目標、内容及び内容の取扱いは、児童・生徒の発達段階に即して設定されていることから、これらを踏まえて授業を行うことが、児童・生徒の発達段階に即した指導である。

したがって、学校において性教育を実施する際には、関連する教科等の目標、内容や内容の取扱いを踏まえ、性教育としての目標を立て、指導計画を作成し実施する必要がある。

また、児童・生徒の「生きる力」をはぐくむためには、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の観点別に指導のねらいと内容を明確にしておくことも必要である。

こうしたことから、小学校から高等学校までにおいて、学習指導要領に示されている性に関連する内容（概要）を次に示すこととする。

小学校・中学校・高等学校における

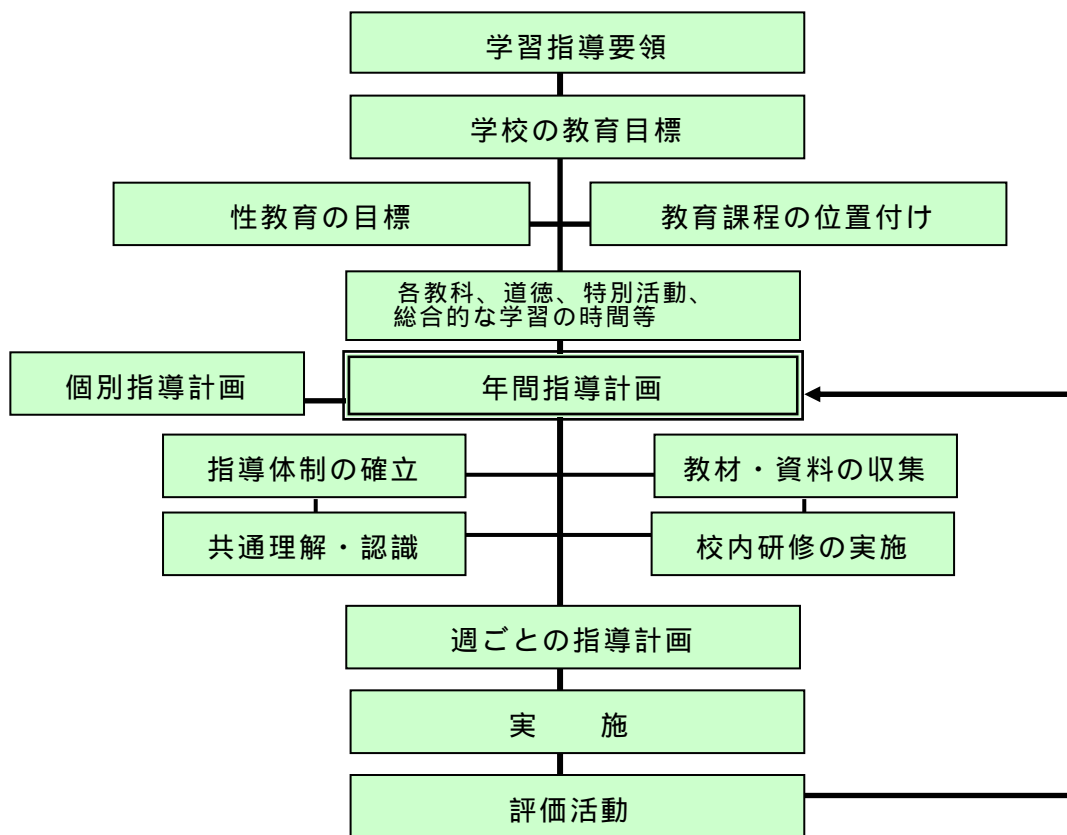
| | | 小学校 | | |
|-------------|----------|--|---|---|
| | | 低学年（１・２年） | 中学年（３・４年） | 高学年（５・６年） |
| 自分自身に関する事 | 生命に関する側面 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自分の成長（生活）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生きることの喜び・生命を大切にする心（道徳）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生きることの喜び・生命を大切にする心（道徳）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生物とその環境(理科)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自他の生命の尊重（道徳）</div> |
| | 身体的側面 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">望ましい人間関係の育成（学級活動）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">育ちゆく体とわたし（体育）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生物とその環境(理科)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">病気の予防・エイズという病気（体育）</div> |
| | 精神的側面 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">育ちゆく体とわたし（体育）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">心の健康（体育）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div> |
| 男女の人間関係 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">友達と仲良く助け合い（道徳）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">信頼・協力・助け合い（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">望ましい人間関係の育成（特別活動）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">信頼・友情・男女仲よく協力し助け合う（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">望ましい人間関係の育成（特別活動）</div> |
| 家庭や社会の一員として | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">家の手伝い・家族の役に立つ喜び（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">多くの人々の支え健康で安全な生活身近な人々との接し方自分の成長（生活）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">家族の協力・楽しい家庭 信頼・協力・助け合い（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">偏見や差別をもたない（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">権利と義務（社会）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div> |

性教育に関連する主な学習内容

| 中学校 | | | 高等学校 |
|---|----------------------|---------------------------|---|
| 1年 | 2年 | 3年 | 入学年次～ |
| <p>生殖に関わる機能の成熟 (保健体育)</p> <p>生命の尊重 (理科)</p> <p>生命の尊さ・自他の生命の尊重 (道徳)</p> | | | <p>生命を探る (理科基礎)</p> <p>生物の移り変わり (理科総合B)</p> <p>生命の連続性 (生物)</p> |
| <p>身体機能の発達 生殖に関わる機能の成熟 (保健体育)</p> | <p>生物の細胞と生殖 (理科)</p> | | <p>健康の保持増進と疾病の予防 (保健)</p> <p>生涯を通じる健康 (保健)</p> |
| <p>精神機能の発達と自己形成 心の健康 欲求やストレスへの対処 (保健体育)</p> <p>性的な発達への適応・青年期の悩みや不安 (特別活動)</p> | | | <p>精神の健康 (保健)</p> <p>青年期の課題と自己形成 (倫理)</p> <p>現代の諸課題と倫理 (倫理)</p> |
| <p>生殖に関わる機能の成熟 精神機能の発達と自己形成 (保健体育)</p> <p>友情・異性の正しい理解・人格の尊重 (道徳)</p> | | <p>健康な生活と疾病の予防 (保健体育)</p> | <p>生涯を通じる健康 (保健)</p> <p>生涯発達と家族 (家庭基礎)</p> <p>人の一生と発達課題 (家庭総合)</p> <p>人の一生と家族・福祉 (生活技術)</p> |
| <p>家庭と家族生活 (技術・家庭)</p> <p>欲求やストレスへの対処と心の健康 (保健体育)</p> <p>性被害・加害の防止 (学級活動)</p> <p>公正・公平、差別や偏見のない社会の実現 家族の一員としての自覚 (道徳)</p> | | <p>人権・エイズ (社会・道徳)</p> | <p>生涯を通じる健康 (保健)</p> <p>生涯発達と家族 (家庭基礎)</p> <p>乳幼児の発達と保育・福祉 (家庭基礎)</p> <p>家族・家庭と社会、生活設計 (家庭総合)</p> <p>現代の社会生活と青年 (現代社会)</p> <p>個人及び社会の一員としての在り方・生き方、健康や安全に関すること (HR)</p> |

2 性教育の具体的な進め方

性教育の指導内容・方法を十分に検討し指導計画を作成した後、その具体的な実践を効果的に、円滑に実施するためには、校内において適切な実施体制を整える必要がある。



(1) 教職員の共通理解

学校における性教育は、全教職員の共通理解の下に、組織的・計画的に行われるものである。したがって、学校においては、その意義や必要性、実施の根拠等について教職員一人一人が理解を深めておく必要がある。

また、性教育は、児童・生徒の発達段階や学習の進度に応じて継続的に行う必要があるので、常に共通理解を図る場を設定しておくことも大切である。

| | |
|------------------|--|
| 教職員が共通理解を図る基本的事項 | <p>人間の性及び性教育の今日的意義や目的</p> <p>現代社会における性に関する環境やとらえ方、児童・生徒の性にかかわる意識や行動等の実態及びそれらに対応した性教育の課題</p> <p>学校の教育目標との関連</p> <p>学校としての性教育の指導の重点と各学年における重点</p> <p>学校としての性教育の全体計画、個別指導計画及び各学年における指導計画等との関連</p> <p>各教科等の性に関する内容の取扱いに関して、各教科等と性教育の目標や内容の関係</p> <p>生活指導での性に関する指導の在り方と指導の場や機会、指導する内容・方法</p> <p>指導組織と各教職員の役割</p> <p>家庭、地域、関係機関等との連携の在り方、進め方</p> <p>その他、学校として特に必要な事項</p> |
|------------------|--|

| | |
|----------------|--|
| 共通理解を深めるための具体例 | <p>児童・生徒の性に関する知識、意識や行動などについて調査・観察等を行い、その実態を把握する。</p> <p>家庭や地域の関係機関などからの意見や情報などを把握・収集し、学校で行う性教育に対する家庭や地域の期待や要望を把握する。</p> <p>性教育の指導に必要な教材・教具等を検討する。</p> <p>性教育に関する研修会や研究会に参加するなどして、研究実践などの必要な情報を収集し、校内研修等の場で共有化に努める。</p> <p>児童・生徒の性に関する実態や、学校における性教育の在り方、進め方などについて、研究協議するための場や機会を設定する。</p> |
|----------------|--|

(2) 実施体制の確立に向けた組織づくり

性教育を学校の教育活動全体を通して効果的に実施するためには、性教育を推進するための校内組織体制を確立することが必要である。さらに、組織を効果的に機能させるためには、校務分掌に委員会等の組織を位置付け、明確な役割分担を行うことも必要である。

<組織>

| | |
|------------------|---|
| 関係校務分掌組織との連絡・調整 | <p>性教育が効果的かつ円滑に行われるよう、校長、副校長そして主幹は、関係校務分掌組織との連絡・調整を図る。</p> <p>特に、教務、生活指導、保健・安全などの校務分掌組織や、性に直接かかわりの深い教科などとの連携をもつことが大切である。</p> |
| 性教育を推進するための組織の構築 | <p>性教育のための組織は、学校の規模や性に関する課題などに応じて、単独で設置したり、関連する機能を併せもつ分掌組織としたりすることなどが考えられる。</p> <p>効果的な組織運営が図られるようにするためには、校長、副校長、主幹、教育相談担当者や関係教科・学年の担当者などで、幅広く構成することが大切である。</p> <p>学校、家庭、地域が連携した性教育の推進や、性に関する問題の発生防止や解決のためには、地域関係機関等の支援や協力の下に、校外組織との円滑な連携を図ることも大切である。</p> |

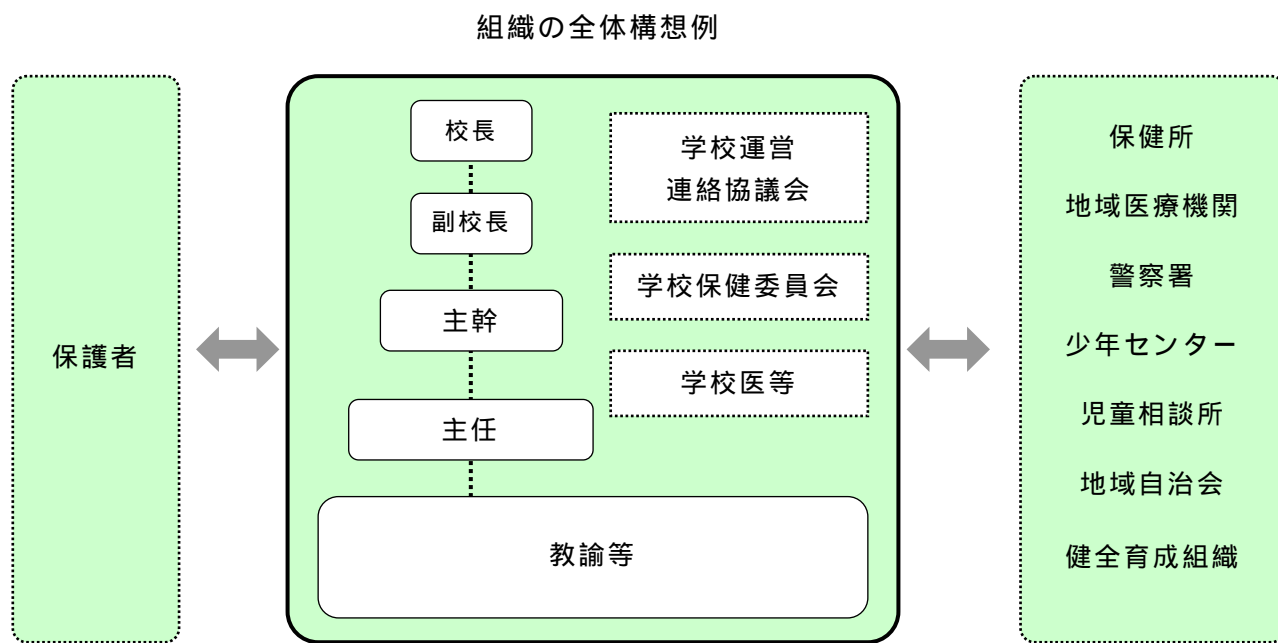
<計画・実施>

| 役割 | 具体例 |
|------------------|--|
| 性教育の計画作成と実施状況の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育の全体計画、年間指導計画、週ごとの指導計画を作成するために児童・生徒の発育・発達の把握 ・ 性に関する意識や行動の実態把握 ・ 指導計画の作成と教育課程の位置付け ・ 実施状況の進行管理 ・ 性教育実施後の評価及び指導計画の修正・改善 |

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| | <p>教職員の研究や研修のための計画立案と実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間の性に対する理解を深めることを目的とする研究や研修の立案と実施 ・ 効果的な指導方法を追究することを目的とする研究や研修の立案と実施 ・ 教職員の共通理解を深めることを目的とする研修の立案と実施 ・ 専門的な講師を招聘するなどの性教育の校内研修の立案と実施 |
| | <p>指導のための環境・条件の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育に必要な資料、教材、教具等の収集・整備 ・ 教職員の理解や指導に役立つ実践事例の収集 ・ 児童・生徒の学習に役立つ資料や情報等の収集・整備 |
| | <p>家庭・地域・関係機関との連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で把握した児童・生徒等の性に関する意識や状況等の情報提供 ・ 学校の性教育の目的や目標、指導に当たっての方針や内容等の理解と協力 ・ 家庭や保護者からの意見や要望などの受け止め ・ P T A が主催する性教育に関する研修などへの支援 ・ 各種の性情報や地域の性にかかわる環境の問題に対する話し合い ・ 地域の自治組織や青少年の健全育成等にかかわる各種の団体・組織、保健・医療機関、社会教育施設などとの連携 |
| | <p>相談活動の運営と協力</p> | <p>性に関する相談体制は、関係教職員との連携を密にして教育相談室や保健室の機能を有効に活用するとともに、全教職員が相談活動を適切に行うことができるよう、研修や資料提供などを行うとともに、児童・生徒が相談しやすい雰囲気づくりを進めることが大切である。</p> <p>相談内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性に関する知識や情報 ・ 男女の人間関係 ・ 性に関する問題行動、逸脱行動 ・ 性にかかわる被害・加害 ・ 性に関する不安、悩みや葛藤 |
| | <p>資料等の作成と情報提供</p> | <p>児童・生徒の実態把握のために役立つ調査や分析の方法、性教育の適切な実施に即した資料や情報などについて、必要に応じていつでも提供できるようにする。</p> |
| | <p>教材・教具の選定・開発・保管等</p> | <p>指導に用いる教材・教具については、学習指導要領を踏まえ、児童・生徒の発達段階に即し、効果的な学習に役立つものを整備する。</p> <p>また、全教職員が使用しやすいように、保管場所を整備し、整理しておくようにする。その際、教職員の指導用図書等は、児童・生徒が使用することのないよう、十分に配慮し、適切に保管する。</p> |

(3) 教職員の役割

各学校において、性教育を適切かつ円滑に進めるためには、全教職員による役割の分担や相互の連携・協力が不可欠である。各学校においては、その規模や実施などに応じて適切な役割分担を行うとともに、役割ごとの内容を次のようにとらえて、性教育の推進を図ることが大切である。



校長・副校長

- ア 校長・副校長は、自校の性教育の意義や課題などについて十分理解し、実施状況を把握するとともに、学校としての性教育の基本方針を明確にし、全校体制での推進を図る。
- イ 性教育の全体計画を定め、その内容を確認するとともに、計画に基づいて行われる指導内容を、週ごとの指導計画等から把握し、教職員に対して必要な指導・助言を行う。
- ウ 性教育の指導に効果的な教材・教具等を十分に把握し、適正な性教育の推進に努める。
- エ 家庭、地域及び関係機関等との連携を図るための環境や条件などの整備を図るなどして、校内体制を整える。

主幹（教務主任）

- ア 主幹は、性教育の推進に向けて、指導計画の立案や他の教育活動との調整を図るとともに、性教育の具体的な指導の内容・方法について、指導・助言を行うなどして、実践的な推進役を務める。
- イ 校内の関係分掌との連絡調整を図り、性教育の指導に必要な時間の確保や校内に必要な研修を企画・実施するなどして、教職員の全校的な指導力の向上を図る。

主幹（生活指導主任・教育相談担当者）

ア 生活指導主任・教育相談担当者は、性に関する児童・生徒の意識や行動などの状況を把握する。

イ 性教育を推進する上で、集団を対象とした指導や個別の指導、相談活動などを通して、児童・生徒の望ましい意識や態度の育成に努める。

ウ 性にかかわる問題行動などについては、教職員の連携による指導・支援などを適切に行う。

学年主任

ア 学年主任は、指導計画に基づき、児童・生徒の発達段階を踏まえた指導内容や適切な教材・教具等で性教育が適切かつ効果的に行われるように学級担任等との連絡・調整を図る。

イ 学年通信や学年保護者会などを通じて、学校と家庭、保護者との相互理解による連携・協力が適切に進むよう努める。

保健主任

ア 保健主任は、学校保健計画に基づく学校保健活動を推進する中で、児童・生徒の性に関する指導が適切に行われるよう努める。

イ 学校保健委員会等を通じて、家庭や関係機関などと連携を図るとともに、性に関する情報等を教職員や家庭・地域に提供する。

養護教諭

ア 養護教諭は、専門性を生かして性教育の全体計画立案や教職員の研修内容等に積極的にかかわり、学習指導要領及び児童・生徒の発達段階等に基づく適正な性教育の推進に努める。

イ 保健室の機能を通じて得られた児童・生徒の健康や成長に関する情報等を整理し、個別の指導に生かすことができるようにする。

ウ 健康相談活動において、児童・生徒の様々な性に関する意識や問題等を把握し、その背景を分析するとともに、問題の解決のための支援や関係者との連携に努める。

研究推進担当者（研究主任）

研究推進担当者（研究主任）は、研修計画の中に性教育に関する内容を位置付ける等、研修・研究の工夫・改善に努める。

教科担任・ホームルーム担任（学級担任）

ア 教科担任やホームルーム担任（学級担任）は、担当する教科や学級において、指導計画に基づき、児童・生徒の発達段階に即した指導内容及び教材・教具により効果的な指導を行う。

イ 学校における性教育の方針やねらいに基づいて、効果的な指導を展開するように創意工夫を重ねる。

その他（外部講師）

学校における性教育において、医師や保健師・助産師等の外部講師を招へいして授業を実施することは、学校としての指導のねらいを踏まえて行うことによってより効果が生まれる。外部講師を依頼する場合には、事前に十分な打ち合わせを行う必要がある。

3 実施上の留意点

- (1) 性教育は、学校の教育活動全体を通じて行う必要があることから、児童・生徒及び地域の実態に即し、校長の責任において性教育の全体計画や年間指導計画を教育課程に位置付け、組織的・計画的に実施する。
- (2) 性教育は、学習指導要領の各教科等のねらいや内容に基づいて、全体計画や年間指導計画を作成し、発達段階に即して行われるよう配慮する。
- (3) 性教育の指導に当たっては、保護者の理解と協力が大切であるため、必要に応じて、事前に指導計画や指導内容等を十分に説明するなど、保護者との連携を図る。
- (4) 性教育では、児童・生徒がそれぞれの場で学習した性に関する内容を、自分自身のこととして受け止め、集団の一員として行動できるようにしなければならない。各教科等においては、そのための配慮や工夫が必要である。さらに、指導に当たっては、集団指導と個別指導を相互に補完することが大切である。
- (5) 性教育に関して使用する用語については、必ずしもその意味が共通に認識されないままに使用されるという状況がある。特に新たな表記や外来語などについては、その意味を確かめる必要がある。
- (6) 児童・生徒の身体的・精神的発達や性的成熟には個人差があり、情報化時代といわれる現在、性に関する情報についてもその質や量の入手に差違があるため、これらの個人差等に十分配慮する。
なお、児童・生徒が自らの課題を解決しようとする学習にあっては、発達段階に即した適切な情報を提供する。
- (7) 性教育においては、教師と児童・生徒及び保護者との信頼関係は不可欠であり、その確立に努める必要がある。

4 具体的な指導方法

学校において性教育を進めるに当たっては、児童・生徒の生活実態等を把握した上で、実施上の留意点を踏まえながら指導計画を作成し、正しい知識を身に付け、適切な意志決定や行動選択ができるよう指導することが大切である。

このため、知識を生かして自分がどのように行動すればよいか、考えたり、判断したりしてよりよく課題を解決できる指導方法を工夫する必要がある。

さらに、心身の成長と知識・経験に個人差が大きく、多様な興味・関心と発達課題がそれぞれ異なる児童・生徒の集団を対象としているため、集団指導と個別指導を十分に使い分け、適切に組み合わせて行うことが求められている。

そこで、児童・生徒理解を進めるための観点として、

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・ 性に関してもっている知識の内容と量 | ・ 心身の発育・発達の状況 |
| ・ 性に関する意識や価値観 | ・ 交友関係 |
| ・ 地域・家庭等の環境 | |

等を事前に把握しておくことが必要である。

また、集団指導と個別指導の方法・場面や留意点については、以下のようにまとめることができる。

| | 集団指導 | 個別指導 |
|-------|--|--|
| 方 法 | 説明・解説・話し合い・発表・グループワーク・質問紙法・ブレインストーミング・ロールプレイング・ディベート等 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・予防的指導 ・治療的な指導 ・個別的具体的指導 |
| 場 面 | <ul style="list-style-type: none"> ・各教科や科目 ・道徳（小・中学校） ・ホームルーム活動（学級活動）・生徒会活動（児童会活動）・学校行事 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・家庭訪問 ・生活指導 ・家庭や関係機関との連携 |
| 留 意 点 | <ul style="list-style-type: none"> ・共感性を促す指導 ・教職員間の連携・協力 ・組織的・計画的な指導 ・主体性を生かす指導 ・雰囲気づくり ・児童・生徒理解 ・ライフスキルの育成 ・指導形態等の工夫 ・学校と家庭の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における共通理解 ・児童・生徒への共感 ・信頼されるべき教師自身の態度 ・教師間の連携・協力 ・関係機関との連携 ・家庭との連携 ・信頼関係の確立 ・秘密の保持 |

性教育の理解を深めるために（３）

- 適正な性教育を学校に根付かせるために -

生徒の生育環境や性意識、性行動の実態などから、学校における性教育の必要性が強調されている。教職員や保護者の間に性教育に対する多様な意識や見解があるため、適正な性教育を学校に根付かせるために次のことが必要である。

1 性教育に対する正しい理解と豊かな感性を育てる。

教職員の中には、性教育に否定的であったり消極的であったりすることがある。このため人間の性は、セクシュアリティという幅広い概念でとらえられていること、それは教科や特別活動等の学習内容の基盤となるべき多くの学問分野の対象となっており、多くの教科や特別活動等の内容に含まれていること、したがって各教師は自分の専門とする教科や特別活動等の内容として、人間の性や性教育を正しく理解することが大切である。

2 学校の性教育に対する教職員や保護者の理解を深める。

学校は教職員が児童・生徒に対し、個人的・集団的に、限られた期間、教育を行う。このため学校では、家庭のように親の自由な意図で児童・生徒を教育することは許されない。学校の教育活動は次のような法令に基づいて行われなければならない。

まず、教育基本法第1条で「教育は人格の完成を目指し・・・て行われなければならない」とされており、次いで高等学校については、学校教育法第41条で「中学校における教育の基本の上に心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」とあり、第42条で前条の目的を実現するための目標が示されている。

さらに、高等学校の教育課程は各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする定められている。

これらのことから、学校が性教育を計画・実施するためには、上記の法令に基づき、年間指導計画を作成し、教育課程に位置付けるとともに、その目標や内容、実施方法について全教職員の共通理解を深めるようにする必要がある。

3 性に関する個別指導・相談活動の充実

学校教育は、教育課程に基づいて実施される学習指導を中心とした教育活動と学校生活全体を通して行われる生活指導との両面の教育作用が統合されて成立しており、学校における性教育はこのような教育作用の一つであって、教育課程に基づいて実施される授業としての性教育と生活指導としての性教育の統合であるということが出来る。

したがって、適正な性教育を学校に根付かせるためには、法令に基づいて授業としての性教育を計画実践するとともに、さらに学校の全教育活動を通して実践する性に関する個別指導や性に関する相談活動によって学習内容の内面化を図ったり、日常生活での具現化を指導したり援助したりしていくことが必要である。このため、学校における性に関する個別指導や相談活動の充実を図る必要がある。

平成 15 年第二回都議会定例会において、都立養護学校で学習指導要領や発達段階を踏まえない不適切な教材を使用した性教育が行われているとの指摘があった。

このため、都教育委員会は、改善指導に取り組む一方、都立盲・ろう・養護学校全校の調査を行い必要な改善策を検討することを目的として、平成 15 年 7 月 14 日「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会」を設置した。

調査により、都立盲・ろう・養護学校の抱える様々な課題が明らかになった。全 56 校 1 分校中、盲学校で 2 校、養護学校で 26 校、計 28 校において、何らかの不適正な実態があった。半数の学校で経営のあり方に問題があり、保護者、都民の皆様の信頼を損なうことになった点について、学校を設置・管理している都教育委員会の一員として重く受け止めている。

(平成 15 年 8 月 都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会報告書「はじめに」から抜粋)

調査結果に見る性教育についての教育内容の現状と課題

都教育委員会が都立盲・ろう・養護学校全校を調査したところ、以下のような性教育の現状と課題が明らかになった。

1 組織的に行われていた不適切な性教育

性教育は、人格の完成を目指す「人間教育」の一環として行われる教育であり、学習指導要領の各教科等のねらいや内容に基づき、児童・生徒の発達段階を踏まえ、段階的・個別的に実施する必要がある。しかしながら、1 校においては、以下のような教材を選択・作成・使用し、校長としての責任ある指導を欠いた性教育を全校的な取組として組織的に行っていた。

ア 男女の性器の名称の入った「からだうた」を児童の障害の程度や発達段階を踏まえず、小学部 1 年から、全員に（一律に）歌わせていた。

イ 実際の出産場面が撮られたビデオを小学部の児童に視聴させていた。

ウ 生徒の障害の程度や発達段階を踏まえず、家族の温かい人間関係を損なわせるような家族や近親者からの性的虐待を扱ったビデオを視聴させていた。

エ 生徒の障害の程度や発達段階、性別を踏まえず、高等部において性器の付いた人形を使って性交の仕方を指導していた。

オ 内容や表現が不適切な性器の付いた人形（11 本）、膣付きの子宮内体験袋、男性器付き股引、男性器模型、男性器から注射器で白い液体を噴射する射精キット等を使用していた。

また、「からだうた」の活動等は、小学部の教諭と養護教諭がそれぞれ管理職の了解の下に民間の研究団体の季刊誌に掲載していた。

さらに、同校の性教育は、不適切な内容を含めて、校務分掌に位置付けられた性教育検討委員会が中心となり、全校的な取組として実施されていた。

委員会報告書から（平成 15 年 8 月）

2 教員等が個人の考えで行っていた不適切な性教育

学校における性教育は、校長の権限と責任の下に教育課程に明確に位置付け、児童・生徒の実態等を踏まえて年間指導計画を作成し、適切に実施すべきものである。

しかしながら、調査の結果、3校において、生徒の障害の程度や発達段階及び学習指導要領等を踏まえない不適切な性教育を、教員や寄宿舍指導員が個人の考えで行っていたことが明らかになった。さらに、これらの個人的な活動を、管理職の了解を得ないまま、民間の研究団体の季刊誌に掲載していたことも明らかとなった。

そのほかの3校においても、不適切な性教育が行われていたが、既に校長が当該の教員に対して是正の指導を行っていた。

なお、盲・ろう・養護学校における性教育の年間指導計画の作成状況は、作成していない学校が15校あり、作成している学校が9校、各教科等の年間指導計画に位置付けている学校が29校、その他4校であった。

また、性器付き人形を購入していた学校が15校、性交を内容として示している絵本を購入していた学校が7校あったが、教育活動にはほとんど使用されることなく保管されていた。

都教育委員会として、適正な性教育の実施に向けた対応

都教育委員会は、上記のような不適切な性教育が実施されていたことを重く受け止め、都立盲・ろう・養護学校の性教育が、校長の権限と責任により、児童・生徒の障害の程度や発達段階及び学習指導要領等を踏まえて適正に実施されるよう、明確な指導指針を示すとともに、性教育の年間指導計画（全体計画）の作成等を徹底した。以下は、その具体策である。

ア 1校においては、性教育の年間指導計画（全体計画）の抜本的な見直しを行い、性交の指導が可能な性器付き人形や性交を内容として示している絵本等の不適切な教材を廃棄した。

イ 盲・ろう・養護学校の校長会は、内部に性教育改善検討委員会を設置し、都教育委員会と協力して「性教育の実施指針等」を作成した。

ウ 都教育委員会は、盲・ろう・養護学校に対し、年間指導計画（全体計画）及び個別指導計画の作成を管理運営規則に規定した。

エ 各学校において、性教育の指導が、ライン（校長 副校長 主幹）を通じて行われるよう、都教育委員会は、週ごとの指導計画の作成を通知した。

オ 各学校は、性教育の年間指導計画（全体計画）を作成し、都教育委員会へ提出するとともに保護者への説明を行った。

カ 都教育委員会は、適正な性教育の実施に向けて、盲・ろう・養護学校全校の指導訪問を実施した。

キ 各学校は、性器付き人形や性交を内容として示している絵本等の不適切な教材を廃棄した。

ク 都教育委員会は、盲・ろう・養護学校用の「性教育の手引」を改訂した。

1 学校において使用する補助教材等について

東京都教育委員会は、東京都立学校の管理運営に関する規則によって、学校において使用する補助教材等について、以下のように定めている。

(教材の選定)

第18条

学校は教材を使用する場合、第14条により編成する教育課程に準拠しかつ、次の各号の要件を具えるものを選定するものとする。

- 1 内容が正確中正であること。
- 2 学習の進度に即応していること。
- 3 表現が正確適切であること。

したがって、性教育においても、使用する教科用図書以外の図書その他の教材については、学校の教育目標、全体計画や年間指導計画を基に、十分な検討を行い、最終的には校長の権限と責任の下に選定し、教材の承認又は届出に関する手続を行わなければならない。

2 小・中学校の性教育において「不適切な教材」とする判断の基準について

東京都教育委員会は、「学校における性教育で使用する教材等に関する調査について」(平成15年12月26日付15教指企第714号)によって実態調査を行った際に、以下のような判断基準を示した。

小・中学校において「不適切な教材」とする判断の基準

1 絵本や掛図等の教材

性交の仕方を具体的に示したり、連想させたりする絵本や掛図等
産道から産まれてくる新生児を描いた絵本や掛図等
男女の生殖器を詳細に描写した絵本や掛図等
その他、学習指導要領及び発達段階を踏まえた上で、不適切と判断される絵本や掛図等

2 ビデオ等の視聴覚教材

性交の仕方を具体的に示したり、連想させたりするビデオ等の視聴覚教材
出産シーンを直接映像として取り扱っているビデオ等の視聴覚教材
家族や近親者からの性的虐待を取り上げ、児童・生徒の日常生活においていたずらに不信感や不安をおおることにつながるビデオ等の視聴覚教材
その他、学習指導要領及び発達段階を踏まえた上で、不適切と判断されるビデオ等の視聴覚教材

3 人形や模型等の教材

性交の仕方等の指導を目的として作成された性器付きの男女の人形や模型等
その他、学習指導要領及び発達段階を踏まえた上で、不適切と判断される人形や模型等

教材・教具についての考え方

3 不適切な教材を取扱った事例

(1) 絵本等の教材

| | |
|---|--|
| 対象学年 小学校低学年 | 不適切な理由 小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、性交や産道から産まれてくる新生児のイラスト、男女の生殖器、妊娠、出産などが示されているものを用いることは、低学年児童の発達段階で本来指導する必要のない内容を取り扱っている。 |
| 不適切な教材の事例 性交等が描かれており、性交の仕方について触れている絵本による指導 | 指導上の留意点 教材として使用する図書教材等は、幼児向けの絵本であっても児童の発達段階や実態等を踏まえ、描かれている絵や図が指導のねらいから逸脱していないかを十分に見極めた上で使用するなどの配慮が必要である。 |

(2) ビデオ等の教材

| | |
|--|---|
| 対象学年 小学校低学年 | 不適切な理由 小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、家族や近親者からの性的虐待を取り上げたビデオを用いることは、児童に家族への不信感や不安をあおることになりかねない。 |
| 不適切な教材の事例 父親や兄など身近な人からの性的虐待を取り扱っているビデオによる指導 | 指導上の留意点 視聴覚教材の使用に当たっては、事前に内容を把握するとともに、児童の発達段階や実態に応じて、必要な部分だけを見せるなどの配慮が必要である。 |

(3) 人形等の教材

| | |
|---|---|
| 対象学年 小学校・中学校 | 不適切な理由 「性交」そのものを指導するために想定された教材である。 すべての児童・生徒に対して一律に「性交」の仕方を具体的に指導することは不適切である。 |
| 不適切な教材の事例 男女の性器があり、性交を具体的に提示することができる人形を用いた指導 | 指導上の留意点 人形や模型等の具体的な教材ほど児童・生徒に与える影響が強いことから、このような教材の選択は慎重に行う必要がある。 |

これらのほかにも、図書室や保健室において児童・生徒が閲覧できる状態にある図書や教師向け指導書等についても同様の配慮が必要である。

「不適切な指導」

学校における性教育の必要性や重要性が言われる中、一部の学校で学習指導要領や児童・生徒の発達段階を踏まえない性教育が行われている実態が明らかになった。

学校教育は、法令等にとりあって実施されなければならないものであり、性教育は、教育課程に位置付け、組織的・計画的に進めることが重要である。学校における性教育は、学習指導要領において教科等のように体系的にその目標や内容が示されていないが、個人的な思いや一部の偏った考え方によって行われるようなことがあってはならない。

以下は、学校における不適切な事例であるが、具体的な事象のみを問題とすることなく、背景にある考え方についても深く見つめ、児童・生徒の発達段階に即した適切な性教育とは何かということの本旨を理解することが大切である。

「性器の名称を歌詞にして歌わせた」

| | |
|------|--|
| 対象学年 | 養護学校小学部低学年 |
| 指導時間 | 生活単元学習 |
| 主 題 | 「からだの学習」 |
| 指導内容 | 小学部低学年の児童に対して、毎回の授業導入時に「ペニス」「ワギナ」などの用語が入った歌を歌わせたり、聞かせたりして、身体部位の名称を覚える指導を行っていた。 |

【問題点】

- ・ 小学校低学年から、医学用語であり、しかも外来語である男女の性器の名称を歌詞に取り入れた歌を歌わせ、指導することは、言語活動の入門期及びその延長線上にある低学年児童の理解力、学習受容能力から判断して、発達段階への配慮に欠けている。
- ・ ペニスやワギナなどの呼称は、日常会話の中ではほかの部位の名称と同様には使用しないのが生活上のマナーやエチケットの一つである。首や腕などと同じように、性器の名称を歌詞に取り入れて歌うことは、このようなマナーやエチケットが児童に正しく理解されない懸念があり、教育上の配慮に欠ける（ペニスは外性器を、ワギナは内性器を示す外来語である。）

【考え方】

学習指導要領では、小学校第4学年の体育：保健領域「育ちゆく体とわたし」の内容で、思春期の体の変化として、初経や精通について学習する。その際、卵巣や子宮、精巣などとともに男女の性器の一部として「いんけい」「ちつ」という正確な身体部位の名称について学習する。

身体部位の名称は、我が国の正式な医学用語、学術用語を統一的に使用している。生殖器についても同様である。

の事例と考え方

「性交を指導し、コンドームを提示した」

| | |
|------|--|
| 対象学年 | 小学校高学年 |
| 指導時間 | 総合的な学習の時間等 |
| 主 題 | 「生命の誕生」 |
| 指導内容 | 性交を取り上げ、男女の性交が描かれた図を用いて説明するとともに、コンドームを提示し、使用目的を説明した。 |

【問題点】

- ・ 小学校の学習指導要領の各教科、道徳、特別活動の内容として示されていない「性交」や「コンドーム」について一律に指導することは、学習指導要領に示された内容等の取扱いの趣旨を著しく逸脱しており不適切である。
- ・ 小学校における思春期の体の変化についての取扱いでは、学習指導要領解説体育編に「自分の体の変化や個人による発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに気付かせるよう配慮するものとする」と示されている。

【考え方】

小・中・高等学校いずれの学習指導要領にも「性交」を具体的に指導することは示されていない。

「男性器の模型を用いてコンドームの装着体験を実施した」

| | |
|------|---|
| 対象学年 | 中学校第3学年 |
| 指導時間 | 保健 |
| 主 題 | 「性感染症及びエイズの予防」 |
| 指導内容 | 性感染症・エイズの予防の授業において、生徒に男性器の模型を使用してコンドームの装着を行わせた。 |

【問題点】

- ・ エイズ及び性感染症の予防における学習のねらいは、「疾病の概念、感染経路、予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする」ことであり、コンドームの装着の仕方までを実習などにより具体的に指導することは、学習指導要領上求められていない。
- ・ 性に関して多感な時期で、個人差が大きい中学生期に、コンドームの装着の仕方を一律に指導することは、生徒に心理的な衝撃を与え、拒否的な反応を生ずるなどの懸念があり、教育上の配慮に欠ける。
- ・ 外部講師によってこうした装着体験を行わせる必要もない。

【考え方】

中学校の保健体育「保健分野」では、性感染症を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことが有効であることにも触れるようにすることが、学習指導要領解説保健体育編に示されている。

個人差の大きい中学生には、コンドームの存在と有効性についての知識理解は必要であっても、コンドームの装着の仕方までを具体的に扱うことは適切ではない。

医療や保健衛生関係者から、エイズ・性感染症予防や望まない妊娠・人工妊娠中絶の防止を理由に、学校教育にリスクを回避するためのコンドーム装着指導を求める声もあるが、学校は児童・生徒の「人格の完成」を目的とした教育機関であるということを十分に踏まえる必要がある。

実 践 編

盲・ろう・養護学校における性教育の考え方、進め方

1 性教育の基本的な考え方

盲・ろう・養護学校での障害のある児童・生徒への性教育は、基本的には小学校・中学校、高等学校における性教育と同じである。

しかし、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服し、将来の社会参加・自立を目指す教育に重点を置く盲・ろう・養護学校においては、特に、児童・生徒が「自ら考え、判断し、責任をとることができるために必要な知識、技能、態度及び習慣などを養う」ための指導を、学校の教育活動全体を通じて行っていくことが重要である。

したがって、盲・ろう・養護学校においては、児童・生徒の障害の程度や発達段階及び学習指導要領の趣旨等に基づき、校長の権限と責任により、人間教育の一環としての性教育を実施することが基本であり、社会や時代の風潮に影響されない性道德の涵養を骨格として、学習指導要領及び児童・生徒の障害の程度や発達段階に基づく適切な性教育の内容・方法の改善・工夫を行っていく必要がある。

2 性教育の実施上の課題

平成 15 年 8 月、都立知的障害養護学校の一校において、前任校長の了解の下、学習指導要領及び児童・生徒の障害の程度や発達段階を踏まえない不適切な性教育が行われていることが明らかになった。そこでは、校務分掌に性教育検討委員会が位置付けられ、不適切な内容を含めて、全校的な取組として実施されていた。

また、不適切な性教育については、他の盲・ろう・養護学校においても、教員の個人的な判断により無計画に行われていたという事実があった。

これらの現状を踏まえ、都立盲・ろう・養護学校における性教育は、適正な実施に向けて、迅速な改善策を講じてきたが、更なる改善・充実が求められている。

3 教育課程への位置付け

性教育を確実に進めるためには、児童・生徒の障害の種類や程度、発達段階及び学校の実態に合わせて、人格形成を促していくための教育活動の一環として、学校の教育活動全体を通じて計画的に行う必要がある。

そのためには、各教科、領域・教科を合わせた指導等で個々に行われている性に関する指導を整理・調整し、学校全体として統一した形で実施する必要がある。したがって、「性教育の全体計画」を作成し、教育課程に明確に位置付けることが大切であり、全体計画に基づき、個別指導計画と関連を図りながら、具体的な指導計画を作成することが必要である。指導計画は、各教科等の指導のねらい、内容、方法等を、年間を通して相互に関連させ、それらが週ごとの指導計画に具体化されるようにすることが大切である。

4 年間指導計画作成上の留意点

全体の指導計画に基づく年間指導計画を作成するに当たっては、次の視点に留意する必要がある。

(1) 学習指導要領に準拠する。

学習指導要領に示された内容に基づき、各教科、領域ごとに指導の時期や方法等を考慮しながら計画する。その際、内容相互の有機的な関連を図るよう配慮する。

- (2) 学校教育目標との関連を図り、性教育のねらい、内容、方法を明確にする。

全体の指導計画に基づき指導内容・方法を明確にするとともに、教員一人一人が週ごとの指導計画の中に指導内容・方法を明確にし、指導の結果を記録する。

- (3) 障害の程度や発達段階に即した効果的な学習指導を行う。

児童・生徒の実態を踏まえ、障害の程度や発達段階に即して、指導方法、内容や表現が適切な教材・教具を使用する。

- (4) 自立活動、総合的な学習の時間での取扱いを工夫する。

自立活動の時間では、個人の発達段階やレディネス等に応じて個別指導計画に基づいた指導を行う。

また、総合的な学習の時間で性教育の内容を取り上げる場合には、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを十分に踏まえなければならない。「人間としての在り方・生き方を考える」という視点から、性教育との関連を十分に考慮する。

- (5) 適正な補助教材を使用する。

児童・生徒の発達段階と学校の性教育のねらいに適正に対応しているかどうかの視点から選択し、使用する。また、内容や表現等が適切であるかについても十分に留意する。

- (6) 保護者や地域社会の理解・協力を得る。

性教育に関しては、保護者や地域社会の受け止め方や考え方は極めて多様である。学校における性教育が人の生き方の根幹にかかわるものであるという配慮のもとに、指導内容や方法を保護者や地域社会に向けて十分説明し、理解・協力を得て指導計画を作成する。

5 指導体制の整備

盲・ろう・養護学校における性教育は、全教職員の組織的な協力のもとに推進することが重要である。そのためには、教職員一人一人が、学級担任や教科担当として、それぞれの立場に応じた役割と職務内容を明確にするとともに、校内の指導（協力）体制を整備することが大切である。

- (1) 各学部、各教科における取組の充実

幼稚部から高等部専攻科（盲学校・ろう学校）まで多くの学部が設置されていることから、担任間の連携はもとより、保健体育、家庭、理科など関連の各教科の教員が、各教科間や教科内での連携を図り、指導内容や方法について共通理解して指導に当たることが大切である。

特に、順序が重要になる指導内容については教科間や学部間の連携が重要である。

- (2) 道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間における取組の充実

道徳、特別活動、自立活動や総合的な学習の時間では、各教科での学習を基に、関連した補充的な内容や発展的な内容を取扱うことになる。したがって、これらの指導では、各教科と連携した綿密な指導計画の作成が必要である。

- (3) 個別指導の充実

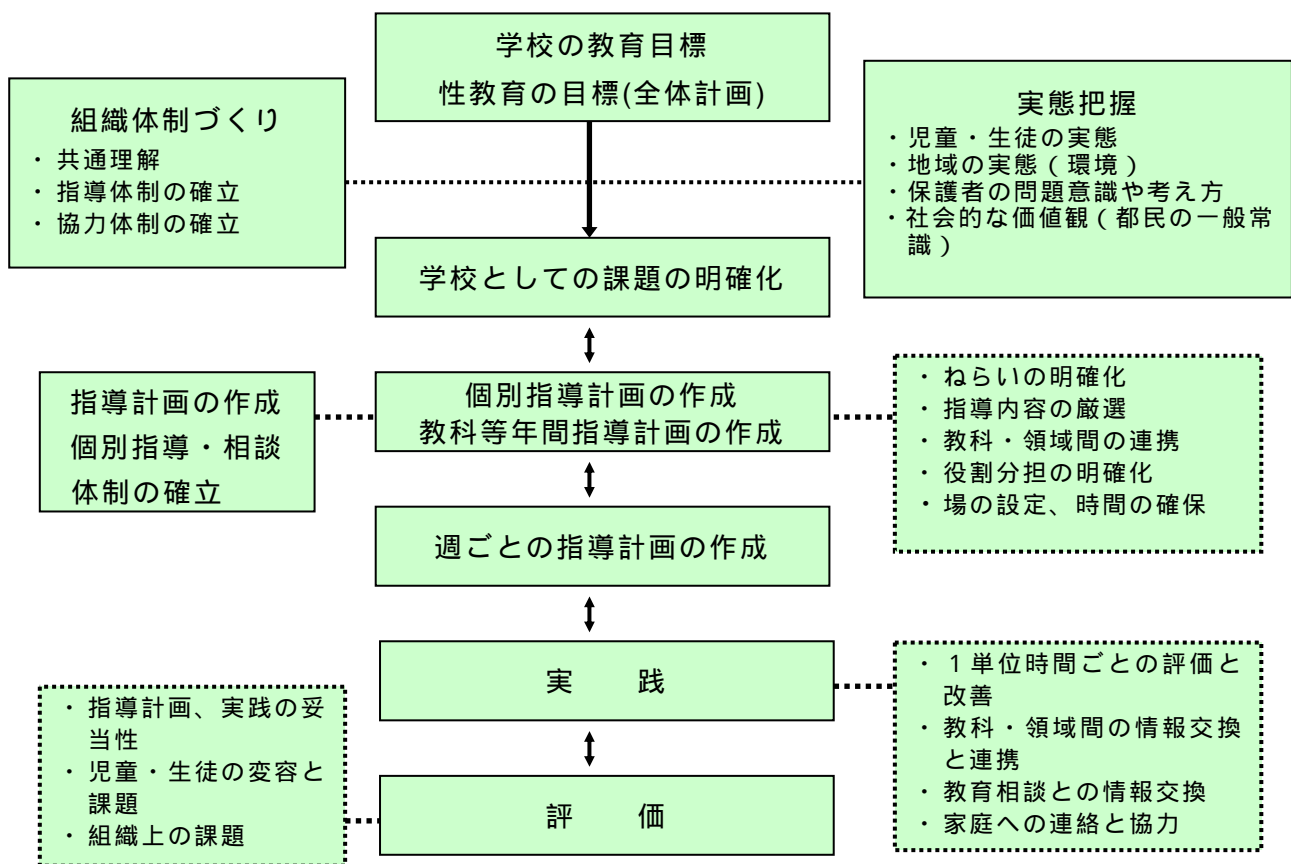
幼稚部、小学部、中学部、高等部の各時期における性に関する知識・理解やレディネス

は、個人差が大きく、集団の指導では不十分なこともある。

また、性に関する問題で深刻に悩んでいる児童・生徒に対しては、個別指導の充実が必要である。このため、個別指導計画を基に、学級担任、教科担当、養護教諭、生活指導担当、教育相談担当、学校医等の連携を深め、組織的に行い、一人一人に対するよりきめ細かな指導が重要である。

6 実施に向けた手順

盲・ろう・養護学校における性教育を具体化するためには、児童・生徒の実態、保護者の問題意識や考え方、社会的な意識や価値観（都民の一般常識）などの実態を的確に把握するとともに、性教育の目標や学校としての課題の明確化を図り、個別指導計画等に基づき、内容や表現が適切な教材・教具を選定して、系統的に指導を行っていく必要がある。一般的な手順として次のように考えることができる。



7 障害の程度や発達段階等に即した指導内容

障害のある児童・生徒に対する性教育の目標、指導内容等は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各学校種に準ずるが、児童・生徒の障害の程度や発達段階、レディネス等を十分に考慮し、その状況に適したものによって系統的に指導する必要がある。また、下学年の学習を行っている児童・生徒や障害が重度の児童・生徒もいる実態に鑑み、一人一人の障害の状態や社会経験等に応じた指導を適切に行う必要がある。さらに、障害を併せ有する児童・生徒に対する指導内容は、その障害種別の指導の内容等を参考に、障害の状態や特性等に即して、個に応じた課題が達成できるようにすることが重要である。

盲 学 校

盲学校における性教育

1 盲学校における性教育の課題

盲学校の幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒」）は、視覚からの情報が十分に取り入れられず、情報量が少なくなりがちであるため、物事の認識が断片的になったり、あいまいになったりしやすく、偏った知識や、不正確な知識をもつことになりかねない。また、盲学校の児童・生徒は、視覚からの情報による事物の具体的な概念形成をする機会が少なく、物の形や大きさ等の事物関係についての知識は、耳からの情報を頼りに、概念をもたない言葉の上だけの認識になりやすい傾向にある。そこで、触察して認識を補うことのできる、より具体的な教材・教具を使用することが必要になってくる。性教育の適正な実施に当たっては、適切な教材の構造と、その活用を図っていく必要がある。

なお、近年、視覚障害者用の音声読み上げソフト等の普及により、インターネットを通じ、以前に比べ情報を比較的入手しやすくなってきているため、社会に氾濫する様々な性に関する情報について誤った意識や考えに陥ることなく、正しい理解と判断ができるよう、学習指導要領に基づき一人一人の障害の状態や発達段階に即した適正な性教育を行っていく必要がある。

2 指導計画作成上の留意事項

盲学校における性教育の指導計画は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずるが、指導計画の作成に当たっては、児童・生徒の実態を的確に把握した上で、人間にとっての性別のもつ意味や男女の協力の意味などの抽象的な概念の形成を図るため、分かりやすい適切な指導を教員一人一人が週ごとの指導計画の中に明確に示し、系統的に展開できるようにしていく必要がある。

(1) 幼稚部は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、学校生活全般や日常生活そのものが教材となり、体験の場となるので、家庭・保護者との連携を図りながら指導していく必要がある。

(2) 小学部低学年では、身体や衣服の汚れを視覚で認識することが困難なため、平素から清潔を心がけるよう指導する。また、教員と一対一の指導が多くなるため、集団生活を通して、他者とのよりよい関係を築いていくことが大切である。

高学年では、思春期における身体の変化が発現し始める児童もいる。男女には違いがあることを理解させ、相手を思いやり、尊重する態度を育てることが大切である。また、男女が協力して社会生活を営むための望ましい態度を育成する必要がある。

(3) 中学部では、生徒の成長が著しくなるとともに、個人差が見られ、性に関する興味・関心も高まる時期である。人間の成長について基礎的な理解を深めるとともに、自己の心身の発育・発達の状況について正しく認識し、性を正しく理解することが大切である。生徒の中には、情報や知識が不十分なため、必要以上に不安を感じたり、悩んだりすることがあるが、個々の不安や悩みには個別に対応し、的確な情報を提供することが必要である。また、介助歩行の際などに、異性と組むときの節度あるマナーを身に付けておくことは、男女の望ましい人間関係を築いていく上で大切である。さらに、性犯罪などに巻き込まれることがないよう、被害防止対策を講じるとともに、適切に指導を行っていく必要がある。

- (4) 高等部では、一般に進学・就職・結婚など、自分の将来について考えるようになる時期である。心理的・精神的な発達や、異性への関心には個人差がある。生徒によっては自分の障害について悩んだり、不安を抱いたりしている生徒もいることから、性に対する正しい知識に基づく適切で賢明な判断や節度ある行動ができる能力・態度を身に付けさせることが必要である。

3 教材選択上の留意事項

盲児童・生徒に対しては、主として触覚や聴覚を活用し、弱視児童・生徒に対しては見えやすい条件を整えるなど主として視覚を活用した指導を行う。その際、児童・生徒の見え方の状態を考慮し、効果的に学習できるようにするための教材・教具を工夫することが重要である。

また、指導の実際の場合では、盲児童・生徒に対しては、主として触覚や聴覚を活用した指導を、弱視児童・生徒に対しては、見えやすい条件を整えて、主として視覚を活用した指導を行うことが重要である。つまり、手で触って分かる教材や、文字を拡大した教材等を有効に活用し、下記のような点に留意し、視覚障害を補うように配慮して取り組む必要がある。

(1) 適切な大きさにすること

盲児童・生徒が両手で触って理解できる大きさにしたり、弱視児童・生徒が読みやすい大きさに文字を拡大したりするなど、視覚障害の状態を考慮した適切な大きさにすることが大切である。

(2) 違いを明確にすること

盲児童・生徒が手で触ったり、弱視児童・生徒が、目を近づけてみたりして分かりやすいように、大小や多少、手触りや色などの違いを明確にすることが大切である。

(3) 保有する感覚を活用できるようにすること

例えば、明るさの変化を音の変化で表す器具(感光器)を用いたり、適切な模型を用いたりして、盲児童・生徒や弱視児童・生徒が対象をとらえやすくすることが大切である。また、具体的な操作や活動を重視して学習を進めることも必要である。

(4) 単純化すること

正確に認識するために、内容や操作などを単純化し、理解しやすいようにすることが大切である。例えば、複雑な図は単純化して分かりやすくし、余分な部分は省いたり、説明を加えたりするなどの工夫が必要である。

(5) 安全で丈夫なものにすること

盲児童・生徒が手で触れても、弱視児童・生徒が目を近づけてもよいように、安全で丈夫なものにすることが大切である。

4 指導体制の整備

性教育の指導においては、保健体育、家庭、理科、自立活動など関連の教科・領域の教員が連携を図り、指導内容や方法等について共通理解して指導に当たるとともに、順序が重要である指導内容については学年・学部間の連携が重要である。

また、性に関する問題で深刻に悩む児童・生徒や、寄宿舎生活を送る児童・生徒もいること

から、発達段階別のグループ指導や男女別のグループ指導、個別指導の充実は不可欠である。個別指導に当たっては、個別の指導計画をもとに、学級担任、教科担当、自立活動担当、養護教諭、寄宿舎指導員、教育相談員や学校医等が連携を深め、家庭の協力を得ながら組織的に行い、一人一人に対してよりきめ細かに指導することが重要である。

5 家庭・地域との連携

盲学校における性教育を適切かつ効果的に行うためには、家庭の理解と協力を得るとともに、地域社会と連携して行われることが大切である。このため、家庭との連絡帳や、各種のたよりにより、情報収集・提供を行い、学校の考え方や取組と家庭教育を適切に結び付けることが必要である。また、家庭との連携を強化するためには、家族の願いを把握することや、学校行事での取組や保護者向けの講演会、授業参観や保護者会の実施等が考えられる。

さらに、盲学校は通学区域が広域であるため、児童・生徒の居住地の情報が入りにくい状況にある。そのため、地域社会で起こっている事件や事故の情報を収集し、児童・生徒の安全を守るために地域の警察や自治会、教育委員会、小・中学校と連携を緊密にしておく必要がある。さらに、地域の保健所や医療機関等と協力体制を築くようにしておくことも重要である。

指導例 1 「健康と清潔と身体の仕組みを知ろう」 小学部 体育

小学部 4年：A（女子）

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|--|---|----|
| 生活 | 明るく積極的に学校生活を送っている。 | 楽しい経験を増やし、生活の幅を広げる。自信をつけ、様々なことに挑戦する心を育てる。箸の使い方に慣れる。 | * |
| 健康・運動 | 欠席はほとんどなく、運動が好きである。 | 朝の運動に積極的に取り組んでいるので、体力の向上が期待できる。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科の学習をしている。 学習意欲がある。着実に力を付けてきている。 | 点字の表記について理解を深め、本をたくさん読み、それらから色々なことを学ぶようにする。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 4学年であることを意識し、下級生や友達に優しくできる。校外の移動に迷うことがある。 | 移動方法を教えてもらいながら、自分で目印を確認しながら歩くように促す。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|-------------------|-----|----------------------------------|--|----|
| 体育 | ・健康と清潔 ・身体の仕組み | 2時間 | 身だしなみや清潔に対し関心をもち、自分で気を付けることができる。 | 洗面道具にはどんな物があるか、具体物を示す。 触覚教材を使って身体の仕組みを理解する。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(2) 単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|---|---|---|
| 1 本時 | ・ 身体を清潔に保つことは健康的な生活を送る上で大切なことが分かる。 ・ 身だしなみに、関心をもち、 | ・ 身だしなみを整えるために必要な物を発表する。 ・ 身だしなみや清潔について考える。 | 【関心・意欲・態度】 これからの自分の成長に期待をもとうとする。 身だしなみを整え、清潔に気を配ろうとしている。 |
| 2 | ・ 身の回りのことは、自分でできるようにする。 ・ 思春期には身体に変化が起こり、男女の特徴が表れ、個人差があることを理解する。 | ・ 成長していく自分の身体の変化について考える。 ・ 触覚教材を工夫し、発育・発達には個人差があることを調べる。 | 【知識・理解】 思春期には身体が変化し、発育・発達には、個人差があることが分かる。 【思考・判断】 生活の場面に応じて必要な物を選択し、対処の仕方について自分で考え、工夫している。 |

(3) 単元設定の理由

小学部4年生のこの時期は、小学部の高学年になったという自覚とともに、身だしなみや清潔についての関心を高め、自分の身体についての理解を深めさせ、よりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てたいと考えた。また、身体の変化や個人の発育・発達の仕方には個人差があることを理解させ、自分に自信をもたせたいと考え、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 身だしなみや清潔について、自分で気配りや適切な行動ができるようにする。
- ・ 身体の発育や発達について理解する。

学習方法

- ・ 身体を清潔に保つためにどのようなことをしているかをあげ、不潔にしているとどのような不都合なことがあるかを考えさせる。
- ・ 手には、細菌がいることを理解するため、洗う前の手を寒天に付けて、2・3日置き、細菌の繁殖で寒天の表面が手の形に白く変色するのを、黒紙の上にシャーレを置いて観察させる。全盲の児童の場合、観察することが困難であるため、そこに感光器を当て、まわりとの音の違いによって確かめさせる。
- ・ 子どもと大人の体つきの違いについて考えさせる。

評価

- ・ 身体を清潔に保ち、身だしなみを整えることの大切さを理解したか。

指導上の配慮事項

- ・ 身体の変化の学習は、児童が不安や嫌悪感を抱かないように、個別指導を行う。
- ・ 事前に各家庭に学習内容を知らせ、理解と協力を得る。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|--|---|---|
| 導入 5分 | <ul style="list-style-type: none"> 清潔と身だしなみについて気付いたことを発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> 清潔や身だしなみについて良し悪しを整理して示す。 | <p>【関心・意欲・態度】 清潔や身だしなみについて意欲的に調べようとする。</p> |
| 展開 30分 | <ul style="list-style-type: none"> 身体を清潔に保つため、日頃どのようなことをしているか考える。 洗わない手に付いていた菌を感光器で観察する。 きちんとした身だしなみについてまとめる。 | <ul style="list-style-type: none"> 「手を洗う」「爪を切る」「歯を磨く」「風呂に入り体を洗う」「服をこまめに着替える」などが出てくるようヘアブラシ、歯ブラシ、タオル、など使う物を具体的に示す。 洗わない手を寒天に触れて2日置いたものに白く菌が繁殖している様子を、黒紙の上で観察したり、感光器の音の変化で気付くようにする。 髪の毛をとかしたり、襟や裾をきちんとしていたりすることで、まわりの人に好感を持たれることを話す。 | <p>【関心・意欲・態度】 身体を清潔に保つことについて意欲的に発言しようとする。</p> <p>【思考・判断】 手を洗うことの意味から、身体を清潔にすることの意義について考えている。</p> <p>【思考・判断】 身だしなみをきちんとすることのよさについて考えている。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> 清潔にすることや身だしなみを整えることの大切さについて分かったことを発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中でどのようなことができるかを発表できるように支援する。 | <p>【知識・理解】 日常生活で、清潔や身だしなみを整えることの大切さが分かる。</p> |

指導例2 「自立と思いやり」 中学部 総合的な学習の時間

中学校3年：B（男子）

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|--|--|----|
| 生活 | 身辺自立はほとんど問題なく行える。社会自立に向けて単独歩行の面で課題がある。自宅からの通学のため、身の回りのことは母親に頼っている。 | 家庭の理解と協力を求め課題に取り組む。 | * |
| 健康・運動 | 健康である。 | 運動経験が少なく、体力がないので、体力の向上を図る。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科の学習をしている。学習意欲がある。集中力の持続が課題である。 | 補助具を使い、読速度を上げる。効率よく学習できるよう工夫させる。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 通学は、自立している。援助依頼が苦手である。社会性にやや乏しい面がある。 | 将来を見据え、他者への援助依頼の方法や、円滑なコミュニケーションの仕方を身に付ける。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|-----------|--------|------|--|---|----|
| 総合的な学習の時間 | 自立について | 10時間 | 自ら一人の人間として自立することの大切さに気付く。 お互いを尊重することの大切さを学校生活に生かしていけるようにする。 | 問題を具体的にとらえられるようにする。 様々な考えや生き方があることに気付き、調べる。 自分にとっての自立とは何かを客観的に考えるきっかけとする。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(2) 単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|----|--|--------------------------------------|---|
| 1 | ・ 自ら一人の人間として、自立した生活を送ることの大切さに気付く。 | ・ 自立について、考え発表する。 | 【関心・意欲・態度】 自分の内面に気付き、向き合おうとしている。 自分なりの考えをまとめ発表しようとしている。 【知識・理解】 自分らしく生きるためには自立が必要なことが分かる。また、そのための方策についてどうすればよいか分かる。 【思考・判断】 学習したことを自分に置き換えて考えている。 |
| 2 | ・ 自分なりの考えをまとめ発表する。 ・ 友達の意見を聞き、様々な考えがあることに気付く。 | ・ 家庭を題材としたビデオを見て感想・意見を交換する。 | |
| 3 | ・ お互いを尊重することの大切さが分かる。 | ・ 自立することの大切さや思いやりをもって生活することの大切さに気付く。 | |

(3) 単元設定の理由

視覚障害を理由に、過保護に育てられていたり、周囲に依存しすぎたりしてしまう生徒など、個々の抱える課題は様々である。そこで、「自立」という観点から改めて自分と向き合い、自己を客観的にとらえ、自己の課題について考えさせる。また、自分の気持ちや考えを相手に伝えることが不得意な生徒も、自分の考えをまとめ、発表し合うことで、様々な考えがあることを知り、お互いを尊重し、望ましい人間関係を築いていくため、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 自ら一人の人間として自立することの大切さに気付き、お互いを思いやる気持ちが人間関係を築いていく基礎であることが理解できるようにする。

学習方法

- ・ 家族の協力を題材としたビデオを見たり、ロールプレイングを行ったりすることにより、自立することの理解を深める。また、話し合うことで様々な考えがあることを知る。

評価

- ・ 一人の人間として自立することの意義が分かり、望ましい人間関係を築くには、相手を思いやる気持ちが大切であることに気付いたか。

指導上の配慮事項

- ・ 友達の意見を聞き、自分だけの考えにとらわれず、様々な立場や生き方があることを考えられるようにする。
- ・ 家庭には様々な事情があることに留意する。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|--|--|--|
| 導入 10分 | <ul style="list-style-type: none"> 前時のアンケート結果を基に、それに対する意見・感想を考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 前時のアンケート結果を発表し、自分の意見、感想を考えさせることで、本時への期待をもたせる。 | |
| 展開 30分 | <ul style="list-style-type: none"> 家族の協力を題材としたビデオを見る。 自分の考えをまとめて、ノートに書き込む。 意見・感想等を、発表し合う。 友達の意見を聞く。 出された意見を基に、「家庭」とは何かを考える。 自分たちで家庭を題材とした劇を演じてみる。 劇を見た感想、意見を発表する。 劇を演じた生徒は演じた役への思いや感想を発表する。 自立することの意味や、人を思いやることの大切さについて考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ビデオを見た感想・意見をノートに書かせ、意見等を分かりやすく表現できるようにする。 意見発表に消極的な生徒には十分時間をとり、考えをまとめさせ、意欲的に発表できるようにする。 意見を出し合う中で、様々な考え方があることに気付くように助言する。 自分らしく生きるためには、自立する必要性に気付くように助言する。 人を思いやる大切さを理解できるように助言する。 | <p>【関心・意欲・態度】</p> <p>劇を見て自分なりに考えをまとめようとしている。 自分の考えを発表しようとしている。 演じることで自分の内面と向き合おうとしている。 友達の意見に耳を傾けようとしている。</p> <p>【知識・理解】</p> <p>自立の必要性を理解している。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> 自分にとっての自立とは何かについて考える。 家族や社会等で一人一人が生き生きとその人らしく仲良く暮らしていくためにはどうしたらよいかについてまとめる。 | <ul style="list-style-type: none"> 自立の必要性、思いやりの大切さを追究できるようにする。 | <p>【思考・判断】</p> <p>自分にとっての自立とは何かを考えている。</p> |

指導例3 「エイズとその予防」 高等部 保健体育

高等部1年：C（女子）

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|--|---|----|
| 生活 | 身辺自立は特に問題がない。 | 掃除・洗濯など本人のできそうな家事の手伝いをする。 | * |
| 健康・運動 | 健康状態はよい。 眩しいと見えにくいことがある。 | 自分の見え方を理解し、必要な補助具を有効に使えるようにする。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科・科目の学習をしている。 学習意欲はあるが、記憶することに課題がある。 | 集中して学習に取り組めるようにする。ルーペなど、自分にあった補助具を活用して、学習に取り組めるようにする。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 素直で、人なつこい面がある。 自分の思っていることがはっきりと言えないことがある。 | 自分の生活に即して、何が課題か自分で考えられるようにする。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|--------------|-----|---|---|----|
| 保健体育 | エイズや感染症とその予防 | 2時間 | エイズや感染症の病原体、感染経路、症状について理解する。 エイズや感染症の予防対策について理解する。 | 国内のエイズ患者が増えている状況を理解させ、身近な問題として考えさせる。 感染経路や症状について理解させる。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(2) 単元計画

| 時間 | 学習内容・活動 | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|--|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> HIVの感染経路や症状等について理解する。 国内、国外の状況を知る。 HIV感染予防について正しい知識を理解し、感染を予防する態度・行動を育成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 感染症 エイズの現状 エイズ流行の原因 | <p>【知識・理解】 エイズの原因を理解している。</p> <p>【関心・意欲・態度】 感染経路や予防方法について正しく理解しようとしている。</p> |
| 2 本時 | <ul style="list-style-type: none"> 国内、国外での感染予防活動を理解し、自分にできることは何か考える。 | <ul style="list-style-type: none"> エイズの対策 個人の対策、社会の対策 | <p>自分にできることを考えようとしている。</p> <p>【思考・判断】 予防の大切さや、偏見や差別について考えている。</p> |

(3) 単元設定の理由

エイズ予防の大切さを理解させ、自分の生き方と関連付けて、賢明な意志決定と節度ある正しい行動選択の能力の育成を目指すとともに、エイズに対する誤解や偏見・差別などの問題も考えさせるため、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 性感染症の一つであるエイズについて正しい知識を得て、予防法を理解する。
- ・ 感染経路を知ることによって予防が可能な病気であることを理解し、節度ある正しい行動選択ができるようにする。

学習方法

- ・ 教科書を使用し、リーフレット等を拡大したり、点字版を作成したりするなど、生徒が理解しやすいように教材の工夫をする。

評価

- ・ エイズについての正しい知識を理解し、それを基に、HIV 感染の予防方法を理解したか。
- ・ HIV 感染を予防するために、賢明な判断と節度ある正しい行動の知識や態度を身に付けたか。

指導上の配慮事項

- ・ エイズは予防が可能な病気であり、一人一人の節度ある正しい行動選択によって予防できることを理解させる。
- ・ HIV 感染者が、発症の不安だけでなく、社会に受け入れてもらえないという不安をもっていることや、偏見や差別を受けていることにも気付かせる。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|---|--|---|
| 導入 5分 | <ul style="list-style-type: none"> エイズについて調べてきたことを発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> 発表の内容を、感染経路と予防に分けて示す。 | |
| 展開 35分 | <ul style="list-style-type: none"> エイズの予防方法について理解する。 三つの感染経路を知る。 予防方法について 検査方法、検査機関を知る。 エイズ患者の苦悩を考える。 偏見、差別の原因は何かについて考える。 | <ul style="list-style-type: none"> エイズの疾病概念と HIV 感染経路（性的接触、血液を介する、母子感染）から予防方法を考えるよう助言する。 エイズの感染予防には、個人の対策（賢明な判断と節度ある正しい行動）と社会の対策があることを確認する。 偏見や差別をなくすにはどうすればよいか考えるよう助言する。 | <p>【関心・意欲・態度】 感染経路や予防方法について正しく学ぼうとしている。 自分の問題としてとらえている。</p> <p>【知識・理解】 予防の方法や偏見・差別をなくすための方法について分かる。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> 学習してわかったことをノートにまとめる。 | <ul style="list-style-type: none"> エイズは予防できるということ、そのためには、エイズを正しく理解することが大切であり、自ら予防するということを確認する。 | <p>【思考・判断】 予防の大切さを理解し、節度ある正しい行動を理解している。 偏見や差別のない社会について考えている。</p> |

ろう学校

ろう学校における性教育

1 ろう学校における性教育の課題

ろう学校の幼児・児童・生徒（以下、児童・生徒）は、聴覚からの情報が少ないことから、状況や場面によって言葉のもつ細かなニュアンスの違いなどの理解が難しいことがある。また、障害のない児童・生徒と身体的発育には大きな違いは見られないが、障害の程度によって心身の発育・発達に個人差がある。

性教育の適正な実施に当たっては、児童・生徒の発達段階やレディネスに応じた指導を系統的・計画的に行う必要がある。

また、ろう学校の児童・生徒の間でもコミュニケーションの方法として、携帯電話やインターネットの普及が著しいため、社会に氾濫する様々な性に関する情報について誤った意識や考えに陥ることなく、正しい理解と判断ができるよう、学習指導要領や一人一人の障害の状態及び発達段階に即した適切な指導が必要である。

2 指導計画作成上の留意事項

ろう学校における指導計画は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずるが、指導計画の作成に当たっては、児童・生徒一人一人の実態やレディネス等を正確に把握する必要がある。また、人間にとっての性別や男女の協力の意味などの抽象的な概念の形成を図るため、分かりやすい適切な指導を教員一人一人が週ごとの指導計画の中に明確に示し、系統的に展開できるようにしていくことが大切である。

- (1) 幼稚部は、言葉を獲得することを中心に人間形成を図っており、日ごろ体験している日常生活そのものが学習である。したがって、幼児の生活環境を把握するとともに、体験を主体とした指導が大切である。日常の学習活動を充実させるためには、言語獲得のための環境づくりはもとより、保護者の理解と協力を求めることが必要である。
- (2) 小学部では個人や学年により発育・発達の差が大きいことから、児童一人一人の発達段階に応じた学習内容となるように配慮することが必要である。高学年になると、異性への関心が高まるが、この時期は、相手を思いやり尊重する態度を育て、男女が協力し合える人間関係を作ることが大切である。
- (3) 中学部では、発育・発達に個人差が大きく現れる時期であり、特定の異性への関心が高まることもある。また、語いや表現力の不足から、適切ではない表現をしてしまうこともあり、生徒の実態に応じて表現したい内容を適切に表現できるように指導することが大切である。

また、中学部になり携帯電話やインターネット等の活用頻度が多くなるに伴い、情報量も増加する。特に性に関する情報については、安全に正しい情報を活用できるマナーやスキルを計画的に学習することが必要である。

- (4) 高等部では、自分の生き方や社会とのかかわり方について真剣に考え始め、主体的な判断や行動ができるようになる。生徒によっては自分の障害について悩んだり、不安を抱いたりしている生徒もいることから、性に対する正しい知識に基づく適切で賢明な判断や節度ある正しい行動ができる能力・態度を身に付けさせることが必要である。

3 教材選択上の留意事項

ろう学校の児童・生徒に対しては、聴覚からの情報が少ないため、目で見て分かるビデオ等の視覚教材が効果的である。使用するに当たっては、事前の内容の把握はもちろん、児童・生徒の発達段階・実態に応じた工夫が必要である。

また、聴覚障害を補償するためには、手話通訳や文字スーパー等の理解を深める配慮が必要である。加えて、地域の保健所や医療機関等の専門機関から、教材についての助言を得ることも大切である。

4 指導体制の整備

性教育の指導においては、保健体育、家庭、理科、自立活動など関連の教科・領域の教員が連携を図り、指導内容や方法等について共通理解して指導に当たるとともに、順序性が必要である指導内容については学年・学部間の連携が重要である。

また、性に関する問題で深刻に悩む児童・生徒や、寄宿舍生活を送る児童・生徒もいることから、発達段階別のグループ指導や男女別のグループ指導、個別指導の充実は不可欠である。

5 家庭・地域との連携

ろう学校における性教育を適切かつ効果的に行っていくためには、家庭の理解と協力を得ながら、地域社会と連携していく必要がある。このため、家庭や地域社会に対して、常に学校の考え方や取組の状況を発信するとともに、家庭や地域社会の実情や願いを把握し、指導に生かしていくことが大切である。

小学部までは比較的児童の行動は把握しやすいが、中学部、高等部になると生徒の行動範囲が広がったり、携帯電話の活用が頻繁になったりするので、不適切な性に関する情報に振り回され、事件や事故に巻き込まれるおそれがある。「だれとメールの交換をしているのか」「どんなサイトにアクセスしているのか」「電話代は月いくらか」など、保護者が生徒の友達関係や生活の様子等に気を配り、不審に感じたときは、担任等に連絡をするなど学校と家庭とが密接に連携する必要がある。

また、卒業生や社会で活躍している聴覚障害者などと連携し、生活や行動の仕方、人生観を聞く機会を設けるなどの取組が重要である。

なお、ろう学校は通学区域が広範であるため、児童・生徒の居住地の情報が入りにくい状況にある。そのため、地域社会で起こっている事件や事故の情報を収集し、児童・生徒の安全を守るために地域の警察や自治会、教育委員会、小・中学校と連携を緊密にしておく必要がある。さらに、地域の保健所や医療機関等と協力体制を築くようにしておくことも重要である。

さらに、地域社会の人々に聴覚障害について理解してもらうために、学校の公開講座や公開授業、文化祭等の行事を利用して積極的に普及・啓発活動を行うことが必要である。

指導例 4 「男女の協力」 小学部 特別活動（学級活動）

小学部 5年：D（女子）

（1）個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|---|---|----|
| 生活 | 身辺自立でき、自分で何でもやろうとする意欲がある。 | 色々なことを自分でしっかりやり遂げる力を身に付ける。 | * |
| 健康・運動 | 身体のバランスが悪く転ぶことがある。 | 自分の体の動きを良く知った上で、安全に行動できるようにする。 | * |
| 学習 | 学年相応の各教科の学習をしている。 学習意欲はあるが集中しての学習が苦手な面がある。 | 集中できる時間を意識して伸ばせるような配慮をしながら、自分自身でも自覚できるようにする。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 口話の力もあり、聴力をよく活用しているが、発音は不明瞭な部分がある。 普段は口話、手話での会話ができる。 | 友達との関係では自分の気持ちを前面に出し過ぎる傾向があるので、場合によっては、自分を押さえて話す、行動できる。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 単元のねらい | 手立て・教材・配慮 | 評価 |
|------------|-------|-----|-------------------------|---|----|
| 特別活動（学級活動） | 男女の協力 | 2時間 | 男女が仲良く協力し合うことの大切さを理解する。 | 男女の身体の違いや身近な生活の中で、それぞれが協力することの大切さを知らせ、具体的な場面をイメージできるようにする。 自分でどうしたらよいかを自分なりに考えることができる。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

（2）単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|---|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 身体の変化と心は深く影響し合っていることが分かる。 心を豊かにする生活について考え、実践の意欲がもてる。 | <ul style="list-style-type: none"> 身体と心の発達の違いについて考える。 漢字の部首等を活用し、心の働きについての学習を進める。 | <p>【知識・理解】 心は身体の変化や様々な経験を通して発達することが分かる。</p> |
| 2 本時 | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活の中で、どんなときに男女で協力し合っているか考える。 男女で信頼し合い、協力し、助け合うことの大切さを知る。 | <ul style="list-style-type: none"> 清掃等の活動を例に挙げ学校生活の中での協力について発表する。 児童が教室清掃をしている劇（ビデオ）やロールプレイを通して感じたことを話し合う。 | <p>【関心・意欲・態度】 身近な問題としてとらえ、自分なりに協力しようとする。</p> <p>【思考・判断】 学習した内容を日常生活に活用しようと考えている。</p> |

(3) 単元設定の理由

身近な社会生活において、男女が相互に信頼し、協力し、助け合って生活していることに気付き、男女仲良く、お互いの違いを認めながら協力していこうとする態度を育成するため、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 男女の協力の大切さについて理解する。
- ・ お互いを尊重する大切さを理解する。

学習方法

- ・ 生徒が教室を清掃しているビデオを見て男女で協力することの大切さを考えさせる。

評価

- ・ 男女が、仲良く、お互いの違いを認め協力し合おうとする態度をもてたか。

指導の配慮事項

- ・ 自然な口形と早さや正確な手話を行うなど一人一人の実態に応じた配慮をする。
- ・ 場面設定は、現実的で具体的に行い、理解が深まるよう配慮する。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|---|--|--|
| 導入 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が教室清掃をしている劇(ビデオ)を見て、考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃場面をプリントで示す。 ・ どの場面で、お互いを思いやることができるのかを考えさせる。 | <p>【関心・意欲・態度】 自分の問題として自分の生活にリンクさせながら、教員劇を見ようとする。</p> |
| 展開 25分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ロールプレイングを通して感じたことをまとめる。 ・ まとめた内容を発表する。 ・ どこでどんな協力ができただか考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけを行い、一人一人の考えを引き出す。 ・ 何でも言える雰囲気をつくっておくようにする。 ・ 前で発表させ、発表者に集中させる。 ・ ノートにまとめさせる。 ・ プリントを示す。 | <p>【思考・判断】 学習した内容を自分の日常生活に当てはめ、協力しようと考えている。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女で協力することについて考えたことを発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女がお互いを尊重し合い協力して助け合うことの大切さをまとめさせる。 | <p>【知識・理解】 男女が仲良く、協力し合おうとする大切さが分かる。</p> |

指導例 5 「情報の取扱い方」 中学部 特別活動（学級活動）

中学部 2 年：E（男子）

（1）個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|---|--|----|
| 生活 | 深夜まで起きているなど、生活習慣が乱れがちな面がある。 | 自分の生活を意識して、学校の時間等をしっかり守れるようになる。 | * |
| 健康・運動 | 特に問題はない。 | 家庭との連絡を密にして、日々の生活を大切にできるようになる。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科の学習をしている。 数学は得意であるが、国語はやや苦手意識をもっている。 | ポイントを押さえた学習ができるように、ノートのとおり方などの工夫できるようにする。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 主に手話での会話が多くなり、声が出ないことも増えてきている。 | 手話での会話だけでなく、自然に声が出るように指導しながら、相手にわかるような努力を積み重ねられるようにする。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手立て・教材・配慮 | 評価 |
|------------|---------|------|------------------------------------|---|----|
| 特別活動（学級活動） | 情報の取扱い方 | 2 時間 | 情報とマスメディア、情報選択、IT にかかわるマナーなどを理解する。 | 具体的な例の中で自分で考えられるように配慮する。 様々な問題を自分で対応できる力を養えるようにする。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

（2）単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|--|---|---|
| 1 | ・ 携帯電話やインターネットを使った犯罪について知る。 | ・ 携帯電話やインターネットを使った様々な犯罪を調べる。 ・ 事件ごとに、被害の内容をまとめる。 | 【関心・意欲・態度】 興味をもって取組に参加し意欲的に考ようとしている。 【思考・判断】 自分の問題としてとらえ、よりよい解決の方法について考えている。 |
| 2 本時 | ・ 犯罪に巻き込まれないための予防的行動と巻き込まれたときの対処方法を知る。 | ・ 被害にあったときの具体的な対処方法を知り、節度ある行動について考える。 | 自分の生活の場の中で、どのように判断し、行動するか具体的に考えている。 【知識・理解】 トラブル時の具体的な対処方法や節度ある行動等が分かる。 |

(3) 単元設定の理由

近年の携帯電話やインターネットの普及に伴い、生徒は様々な情報に振り回され、自分を見失うことも予想されることから、安全に正しい情報を活用できる節度ある正しい行動やスキルを身に付けさせるため、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 携帯電話やインターネット等がきっかけになった性犯罪や、様々な問題とその背景を理解する。
- ・ 性犯罪を含むトラブルに巻き込まれない、犯罪を起こさないための具体的対処方法や節度ある正しい行動等を理解する。

学習方法

- ・ 突然メールの例を自分のことと考え、自分なりにどうしたらよいかを考えさせる。
- ・ 困ったときの対処法を具体的に考えさせる。

評価

- ・ 身の回りにある誘惑や様々な情報に対して自分で自分を守り、ハイテク機器を有効に使うことができる節度ある正しい行動（知識や能力）を身に付けることができたか。

指導の配慮事項

- ・ 最近の新聞記事やニュース、身近なトラブルなどから導入し、自分の問題として考えることができるように配慮する。
- ・ 最近のIT関連犯罪資料（新聞、警視庁ホームページ等のインターネットの資料）を参考にする。
- ・ 生徒のパソコンや携帯電話などの利用状況を把握した上で指導する。
- ・ 一般的な犯罪も含め、ろう学校、卒業生などで起きている事件・トラブルがあることを具体的に話をして分からせるようにする。
- ・ 自分の情報や友達の情報の大切さに気付かせ、それらを守りながら、うまく情報の活用ができるように指導する。また、インターネット関係の法律にも触れ、簡単に加害者になってしまうケースもあることを理解させる。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|---|---|---|
| 導入 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話にかかわる近年起きている事件を思い出す。 ・ 身近なところでのIT関連犯罪の新聞記事を思い出す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近なところで様々な事件・トラブルが起きていることを意識できるようにさせる。 ・ 便利さの中の危険に気付くようにさせる。 | <p>【関心・意欲・態度】 様々な事件等をしっかり知ろうとする。</p> |
| 展開 30分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 突然来たメールに、どう対処するかを考える。 ・ 架空請求等に、どう対処するかを考える。 ・ 自分の考えをまとめて、発表する。 ・ 友達の考えを聞き、自分の考えを深める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分に突然メールが来たことを想定して、自分の行動を考えさせるようにする。 ・ 自分の考えた行動や理由等を発表させる。 ・ 友達の考えを聞き、自分の行動や考えとの違いを知り、再考できるように促す。 ・ 見覚えのない請求に対しての対処法を考えさせる。 ・ 様々なトラブルの防止には、一人一人の考えやマナーが大切であることを分からせる。 (無責任な転送や許可なく友人のアドレスを教えるなど具体的な内容を分からせる。) ・ 相手の分からないメールや不審なメールに対しては対応しなくても良いことを分からせる。 ・ 自分や友達のアドレスについての大切さを気付かせる。 | <p>【思考・判断】 自分の問題として課題をとらえ、自分の行動等を考えている。</p> <p>【関心・意欲・態度】 友達の意見をしっかり受け止めようとする。</p> <p>【思考・判断】 トラブルの原因、問題点について考える。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の責任ある行動について考えをまとめる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 困ったとき、親や友達、先生にすぐに相談することの大切さを分からせる。 ・ 被害にあった時の通報や相談方法を分からせる。 | <p>【思考・判断】 自分の生活の場でどのように判断して、節度ある正しい行動ができるのかを具体的に工夫して考えている。</p> |

指導例 6 「結婚生活と健康」 高等部 保健体育

高等部 2 年 : F (男子)

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|---|---------------------------------|----|
| 生活 | 自転車通学をしている。 | 交通ルールを守り、安全に通学する。 | * |
| 健康・運動 | 運動部活動に所属し、健康状態は良好である。 | 自己の目標に向けた活動を通して、健康の増進を図る。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科・科目の学習をしている。 大学受験に向けて週 2 回程度、放課後学校で補講を受けている。 | 希望大学への進学に向けて計画的・組織的体制をとる。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 聴覚活用と口話・手話を中心にコミュニケーションをとっている。 | 近隣高校等との交流や実習等を通して、健聴者と積極的に会話する。 | * |

領域・教科等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|---------|------|---|------------------------------------|----|
| 保健体育 | 結婚生活と健康 | 3 時間 | 家族が自分の健康をどのように支えているのかと、結婚生活が家族の健康づくりにどうかかわっているかを理解する。 結婚する上で必要な法律について理解する。 | 友達の意見を聞くように促す。 関係法令を分かりやすく図解する。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(2) 単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|---|---|---|
| 1 | ・ 家庭生活と健康 家族が自分の健康をどのように支えているのかについて理解する。 | 【家庭のさまざまな機能】 ・ 家族の支え ・ 一家団らんの大切さ | 【関心・意欲・態度】 家庭の機能に興味をもち、健康な結婚の理解を通して健やかな家庭を築こうと考えている。 |
| 2 本時 | ・ 健康な結婚の条件 経済面・社会面での自立、法的要件等を理解する。 | 【結婚の意義や法律】 ・ 結婚観 ・ 結婚の意義 ・ 結婚に関する法律 | 【思考・判断】 結婚は家庭を築く基盤であり、「家族の健康づくりの出発点」であることが分かる。 |
| 3 | ・ 結婚の実状 晩婚化、少子化の理由を個人面、社会面などから幅広く理解する。 | 【晩婚化、少子化の実態】 ・ グラフ等の統計資料による実態把握 ・ それらの理由及び対策の考察 | 【知識・理解】 結婚に関する法律を理解している。 |

(3) 単元設定の理由

結婚生活における家族の心身等の健康状態等を保健の立場から理解させていくために、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 健康な結婚生活と家族の健康づくりについて理解する。
- ・ 結婚する上で必要な法的要件について理解する。

学習方法

ワークシートへの記入や話し合いを通して、知識を広げ考えさせる。

評価

- ・ 健康な結婚生活を営むための留意点と、結婚に関する法律を理解したか。

指導の配慮事項

- ・ 家庭状況には個々の事情があることに留意し、将来の自分の描く結婚について考えさせる。
- ・ 生徒同士の話し合う機会を多く設け、自分だけの意見にとらわれず広く物事を考えさせる。

展開例

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価の方法 |
|-----------|--|--|--|
| 導入 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の家族構成と健康について考え、ワークシートに記入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の家族構成と健康について考えることによって、本時の授業への興味を喚起する。 ・ 家族の構成等から結婚を正しく理解させる。 | <p>【関心・意欲・態度】 家族の構成等から結婚を正しく真剣に考えようとする。 自分の内面と向き合い、将来について真剣に考えようとする。</p> |
| 展開 35分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚の意義について考える。 「結婚」とは何か 自分の考える「結婚」とは何か について、ワークシートに記入し、それぞれ発表し合う。 ・ 結婚に関する法律を、プリントにより理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の考えだけでなく、結婚の意義について考えさせ、互いの意見を交換するなかで深めさせる。 ・ 憲法や結婚に関する民法について説明し、理解させるようにする。 | <p>【関心・意欲・態度】 自分の考えをしっかりと発表するとともに、他者の意見に耳を傾け、参考として取り入れようとする。</p> <p>【知識・理解】 関係の法律が分かる。</p> |
| まとめ 5分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「結婚」とは、一個人の考えだけでは進まないことを理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚についての理想と現実について触れ、次時への展開につなげる。 | <p>【知識・理解】 結婚と恋愛の違いについて分かる。</p> |

肢体不自由養護学校

肢体不自由養護学校における性教育

1 肢体不自由養護学校における性教育の課題

肢体不自由養護学校には、自分で身体を動かすことができる児童・生徒から、日常生活のほぼすべてにおいて援助を必要とする児童・生徒まで幅広く在籍しており、日々の活動範囲が限られてしまうことで、社会経験の少ない児童・生徒が多い。

性教育の適正な実施に当っては、学習指導要領に基づき生活経験の個人差や発達段階・レディネスに応じた指導を系統的に行っていく必要がある。また、障害によりボディイメージのもちにくい児童・生徒もあり、自分自身の障害理解と受容の程度が、自己の思春期に起こる身体の変化を理解したり受け入れたりすることに大きく影響する場合がある。児童・生徒一人一人に正しい知識を分かりやすく伝えるとともに、社会に氾濫する様々な性に関する情報について誤った意識や考えに陥ることなく、正しい理解と判断ができるよう、学習指導要領や一人一人の障害の程度や発達段階に即した適切な指導が必要である。

2 指導計画作成上の留意事項

肢体不自由養護学校における指導計画は、小学校、中学校、高等学校に準ずるが、指導計画の作成に当っては、児童・生徒の障害の程度や発達段階等を的確に把握し、人間にとっての性別や男女の協力の意味などの抽象的な概念の形成を図るため、教員一人一人が週ごとの指導計画の中に明確に示し、適切な指導を系統的に展開できるようにしていく必要がある。

- (1) 小学部低学年では、初めての学校生活であることなどから、当初は教員との関係を基盤としながら徐々に友達との関係を広げていく。自分の身体に対するイメージが乏しい児童が多く、毎日の生活リズムを整える中で、自分の身体や友達への意識がもてるように計画する必要がある。また、高学年では、男女が互いに思いやり、仲良くする気持ちをはぐくむ必要がある。
- (2) 中学部では、心身ともに大きく変化する時期である。異性への関心も高まり、異性を意識するようになるが、男女や個人により違いがあることを十分に考慮し、異性を思いやりお互いに尊重し合う態度を育成することが大切である。
- (3) 高等部では、異性への関心が高まるが、卒業後を見据えて社会の一員としての役割、人間関係などの社会性を育てることが重要であり、相手を尊重しよりよい人間関係が築けるように指導するとともに、性に対する正しい知識に基づく適切で賢明な判断や節度ある正しい行動ができる能力や態度を身に付けさせる必要がある。

3 教材選択上の留意事項

肢体不自由養護学校においては、児童・生徒の障害の程度や発達段階等に即して、トーキングエイド（キーで入力した文字が画面に表示されるとともに音声で表現できる器具）やパソコン（キーボードの代わりにスイッチを押すと文字が入力できるものなど）を使用するなど、補助用具を工夫することが重要である。

また、児童・生徒が不随意運動のため強く叩いたり、押したりしてもこわれない安全で丈夫な教材・教具を工夫する必要がある。筋ジストロフィーのように運動が制限される場合は、既

製の教材・教具に改良を加えて使いやすくし、また、身体面の負担を少なくして、意欲的、効果的な学習ができるようにする工夫が必要である。

さらに、児童・生徒の多くは、直接経験が不足したり、経験の偏りを生じたりしがちである。そこで、視聴覚教材やコンピュータ等を積極的に活用し、経験の不足や偏りを補ったり、児童・生徒が自分で操作をして体験できるように表記や表現が適切な教材・教具を工夫したりして、学習効果を高めることが大切である。

4 指導体制の整備

性教育の指導においては、理科、保健体育、家庭、自立活動など関連の教科・領域の教員が連携を図り、指導内容や方法等について共通理解して指導に当たるとともに、順序性が必要である指導内容については学年・学部間の連携が重要である。

また、性に関する問題で深刻に悩む児童・生徒や、寄宿舍生活を送る児童・生徒もいることから、発達段階別のグループ指導や男女別のグループ指導、個別指導の充実は不可欠である。

肢体不自由養護学校の児童・生徒の障害の実態は多様で、個人差もあるため、個別指導においては、障害の特性を十分に理解し、教員間はもちろん、主治医や校医、看護師、保護者、さらには言語聴覚士、理学療法士及びそのほかの関係諸機関とも連携を図り、学校が組織体として一人一人に応じた指導をする必要がある。

5 家庭・地域との連携

肢体不自由養護学校における性教育を適切かつ効果的に行っていくためには、学校・家庭・地域との連携が重要である。このため、児童・生徒の成長にかかわっていく中で、保護者と連携し、一人一人の実態を的確にとらえ、共通理解をもって接することが大切である。

また、日ごろより主治医をはじめとする医療機関との連携を密にし、児童・生徒の心身面の変化を見逃さず情報交換をし、整理して実践に役立てるようにしていくことが大切である。

さらに、進学先や就職先、福祉施設等と連携を密に行い、実習等を連携・協力して行うことが大切である。

中学部 3年 : G (男子)

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|---|--|----|
| 生活 | 生活全般において介助を要する。 着替えでは、動かす部位を意識するあまり力が入る。 | 自分の意思を表現し、 正確に周りにどうしたいのか伝える。 | * |
| 健康・運動 | 電動車いすを使用している。右手でスティックをコントロールすることはできるが、その他の部位は動かすことが難しい。 | 休憩をとりながら身体 の緊張を緩める。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科の学習をしている。 言葉が聞き取りにくく、文字盤を使っている。 文字を書くのに時間がかかるが認識力は高い。 | 基本的な知識・技能 を身に付け、活用する。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 言葉による理解ができるため大人だけでなく、友達同士でやりとりすることができる。不随意運動のため、自分の意思がうまく伝わらないことで、人前では消極的である。 | 友達のことを気にか けその中で自分の意見 がきちんと言えよう にする。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|--------------|-----|---|--|----|
| 保健体育 | 身体の発育・発達について | 5時間 | 成長し、変化し続ける自分の身体を知るとともに、それには個人差があることを理解する。 | イメージしやすい教材を用意する。 本人の意見が自由に言えるような雰囲気を作る。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(2) 単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|---|-----------------------|---|
| 1 本時 | ・ 成長する自分の身体の変化に目を向け、身体 の発育、発達について理解する。 | ・ 心身の機能の発達 と心の健康 | 【関心・意欲・態度】 思春期に起こる身体の変化について、 意欲的に学習に取り組もうとしている。 |
| 2 | ・ 思春期に起こる身体 の変化を理解する。 | ・ 性機能の成熟 思春期の身体の変化 | 【思考・判断】 男女の違いに目を向け、命の尊さについて 考えている。 心の変化を感じ、友達との人間関係も 考えている。 |
| 3 | ・ 自分の身体の変化を 理解する。 | ・ 性機能の成熟 自分の身体の変化 | 【知識・理解】 各器官の発育を理解するとともに個人 差があることが分かる。 |

(3) 単元設定の理由

日々成長する自分の身体に目を向けさせるとともに、発育には順序性や男女や個人により違いがあることを理解させ、心身とともに健康な生活を送ることができるよう、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 人の発育・発達には、男女や個人によって違いがあることを理解する。
- ・ 自分の身体の変化を理解し、毎日を健康に過ごすことの大切さを理解する。

学習方法

- ・ 自分の考えをトークンゲイドや文字盤等を使って発表させ、他の生徒との意見交換を通して学習を進める。

評価

- ・ 人の発育・発達には男女や個人により違いがあることを理解したか。
- ・ 自分の身体の変化を理解し、毎日、健康に過ごすことの意味を理解したか。

指導の配慮事項

- ・ 個人により違いがあることを十分理解させる。また、障害による違いがあることを学習させ、お互いを理解し、尊重し合えるようにする。
- ・ 発育・発達の概念を知るだけでなく、自分の生活とどうかかわっているのか、思春期をどのように過ごしていったらよいのかを考えられるようにする。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|---|--|---|
| 導入 10分 | <ul style="list-style-type: none"> 骨や筋肉、肺、心臓などの部位の名称や働きについて発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> すべての生徒に発言する機会を設ける。 トーキングエイドや文字盤を使って一人一人の発言が全員に伝わるようにする。 | <p>【知識・理解】 自分たちの身体の名称、働きについて分かる。</p> |
| 展開 30分 | <ul style="list-style-type: none"> 身体の各器官は、どのように発育・発達するのかを考える。 スキヤモンの発育曲線を見ながら大きく分けて4種類あることについて考える。 発育時期について、2度の促進期があることを知る。 | <ul style="list-style-type: none"> 大部分の器官について、大きくなっていることを確認しながら話を進める。 板書(図)の発育曲線を見ながら、一つ一つ丁寧に説明し、理解させる。 筆記が難しい生徒は、トーキングエイドを使い教員とやりとりする。一人一人がじっくりと考えさせる。 | <p>【関心・意欲・態度】 身体の発育について自分のこととして捉えようとする。</p> <p>【思考・判断】 身体の部位、器官の違いについて考えている。</p> <p>【知識・理解】 発育には順序性があり、発育の度合いが著しい時期があることが分かる。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> 日々、発育・発達している自分たちの身体であるがそれには男女や個人により違いがあることを知る。 充実した思春期を迎えるためにはどうしたらよいか考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 発育・発達の概念を知ることだけでなく、それが自分の生活とどうかかわっているのか、思春期をどう過ごすことが大切なのかを伝え、そのためにはどうしたらよいかを発表させる。 一人一人の感想を聞きながら、どの程度理解することができたのかを把握する。 | <p>【知識・理解】 発育・発達について理解するとともに、個人差が大きいことが分かる。</p> <p>【関心・意欲・態度】 望ましい発育・発達を図るためにはどのような生活を送ることがよいかを考えようとする。 お互いを理解し、尊重しようとする。</p> |

指導例 8 「男女による意識の違い」 高等部 保健体育

高等部 2 年：H（女子）

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のねらい | 評価 |
|---------------|---|---|----|
| 生活 | 身辺的なことに関しては、一人でできることが多いが、細かい部分では介助を要する。 | 身辺自立を目指し、日常的な生活において自分でできることを増やす。 | * |
| 健康・運動 | 車椅子を使用している。自分で動かし操作することができるが、手掌の硬直がある。 | 意欲的に身体を動かし、体力を向上させる。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科・科目の学習をしている。認識力は高く、各教科における理解度は高い。 | 教科学習を通して自分で考えることを増やし、主体的に学習を進める。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 友達同士のかかわりの中で、言葉遣いや話し方で、誤解を受けることがある。メールでのやり取りもできる。 | 人との話し方、言葉遣いに気を付ける。自分の気持ちを素直に表現できるようにする。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|------------|------|------------------------------------|--------------------------------------|----|
| 保健体育 | 性意識と性行動の選択 | 4 時間 | 思春期の男女について理解を深め、適切で賢明な対処ができるようにする。 | イメージしやすい教材を用意する。自分のこととしてとらえられるようにする。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(4) 単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|----|--------------|---------------|--|
| 1 | ・ 思春期と健康 | ・ 思春期の身体と健康 | 【関心・意欲・態度】 思春期の身体と心の変化について意欲的に学習しようとする。 【思考・判断】 男女による意識の違いを考えている。異性を尊重し、お互いに思いやる気持ちを考えている。 【知識・理解】 思春期の行動面・心理面の特徴が分かる。 |
| 2 | ・ 思春期と健康 | ・ 思春期の心と健康 | |
| 3 | ・ 異性の理解と尊重 | ・ 男女による意識の違い | |
| 4 | ・ 性意識と性行動の選択 | ・ 性に関する情報と性行動 | |

(3) 単元設定の理由

高等部の卒業後の社会参加・自立に向けて、異性を尊重し、男女が相互に信頼し、助け合っていくことの大切さを理解させるために、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 男女の特性を知り、異性を尊重し、思いやりをもつことができるようにさせる。

学習方法

- ・ 自分の考えをトークンガイドや文字盤等を使って発表させ、他の生徒との意見交換を通して学習を進める。

評価

- ・ 男女の意識の違いがあることに気付こうとしている。
- ・ 異性を尊重し、お互いに思いやる気持ちをもとうとしている。

指導の配慮事項

- ・ 分かりやすい言葉で発問を行い、より多くの生徒の意見が出るよう配慮する。
- ・ 身近な問題として考えることができるように、生活に密着した話題を取り扱う。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|--|---|--|
| 導入 10分 | ・ 前回までの復習 (思春期の心、身体と健康について) | ・ 生徒の発言の内容を簡潔に板書する。トークンガイド、文字盤など一人一人に合わせて意見が言えるようにする。 | 【思考・判断】 自分の考えを自分の言葉で発表している。 |
| 展開 30分 | ・ 男女の意識の違いについて考える。 ・ 異性の理解と尊重を知る。 | ・ 時間をとり、図から読み取れることを紙に箇条書きさせ発表させる。 ・ 結果を簡潔に板書する。その後、説明を行う。 ・ 2分間でできるだけ多くの意見を紙に書く。書くことが難しい生徒は、教員が聞き取り記入する。 ・ 一人一人が、感じているまをを発表できるようにする。 ・ トークンガイドや、文字盤を使う。 | 【思考・判断】 異性と親しくなりたいという意識と性的欲求の感じ方の違いを考えている。 男女の意識の違いを考えている。 異性を尊重し、思いやる方法を考えている。 【関心・意欲・態度】 自分の考えを伝えようとする。 |
| まとめ 10分 | ・ 本時の学習のまとめをする。 ・ 次回の学習の予告を聞く。 | ・ 男女の意識の違いがあることを改めて確認させ、プリントにまとめさせる。 ・ 異性を尊重し、お互いを大切にできるように促す。 | 【知識・理解】 男女で感じ方の違いがあることが分かる。 【思考・判断】 性に関する問題を身近なこととして考えている。 お互いを尊重し、大切にしようとしている。 |

知的障害養護学校

知的障害養護学校における性教育

1 知的障害養護学校における性教育の課題

知的障害は、「発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態」であるといわれる。学習上の特徴としては、習得した知識や技能が偏ったり、断片的になったりすることがあるため、生理的な発達は年齢相応であっても、人前で性器いじりをしたり、異性に抱きついたりする等、行動に問題がみられることもある。

知的障害がある児童・生徒に対する性教育の適正な実施に当っては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の障害の程度や発達段階等を十分に考慮し、系統的な指導を行っていく必要がある。特に、児童・生徒一人一人の心身の発育・発達に応じて、日常生活の基礎的・基本的事項を身に付けさせるとともに、生命の尊さに気付かせ、相手や自分の立場を理解し、互いに協力して役割や責任を果たすことへの意欲や態度を育てることが重要である。

(1) 指導のねらい

指導のねらいは、学習指導要領に基づき、児童・生徒の障害の程度や発達段階等に即して、学部ごとにねらいを設定する必要がある。

各学部等のねらいは、以下のように設定することができる。

| | | |
|-----|-----|---|
| 小学部 | 低学年 | 手、足などの身体の名称を知るとともに、自分の性別を理解する。 自分を大切にすることを育てるとともに、友達と仲よくする態度を育てる。 家庭での役割やルールを理解する。 |
| | 高学年 | 自分や友達の性別が分かり、トイレや更衣室等が別々になることを理解する。 自分を大切にすることを育てるとともに、友達を思いやる心と態度を育てる。 家庭での役割やルールを知り、役割を果たす態度を育てる。 |
| 中学部 | | 自分の心身の発育・発達の変化に気付き、自分や他人を大切にしようとする心情や態度を育てる。 男女の身体には違いがあることを理解するとともに、互いに相手を思いやる心情と態度を育てる。 家庭や社会の役割やルールを理解し、適切な判断や行動がとれる能力や態度を育てるとともに、犯罪被害が起きていることを知り、被害を防ぐ方法を身に付ける。 |
| 高等部 | | 心身の発育・発達や変化など人間の成熟について理解を深めるとともに、自他の認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。 男女が互いに相手を尊重する心情や態度を育て、正しい判断と行動ができる能力や態度を育てる。 家庭や社会の一員として正しい判断や行動ができる態度や能力を培い、実践力を育てるとともに、性に関する情報や性被害等があることを知り、健康で安全な生活を営む態度を育てる。 |

(2) 発達の特徴に応じた指導内容の精査

知的障害養護学校においては、児童・生徒の障害の程度や発達段階等に即して、学部ごとに発達の特徴に応じた指導内容を精査する必要がある。各学部の発達の特徴と指導内容は、以下のように関係付けることができる。

(ア) 発達の特徴と指導内容

| | 発達の特徴 | 指導内容 |
|------------|---|---|
| 小学部 低学年 | <p>自分及び自分のしたいことが興味の中心の段階である。身体的な発達速度は安定した段階であるが、生理的な機能の発達は未熟である。自分とともに他人を意識し始めている。</p> <p>自己中心的な行動が多いが、人間関係が教員や友達へと少しずつ広がる段階である。互いに異性としての意識はまだ弱く、男女別なく遊ぶ段階である。</p> <p>精神的に未熟であり、保護者や教員への依存度が高く、その影響を強く受ける段階である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の誕生日を祝う。 ・身近な動物に接する。 ・身体の名前を知る。 ・痛みや体調の変化を訴える。 ・トイレの場所の違いを知る。 ・大人と一緒に自分の身体を清潔にする。 ・自分の性別を意識する。 ・友達と仲よく遊ぶ。 ・家庭での手伝いを大人と一緒にする。 ・公共施設を大人と一緒に利用する。 ・公共施設等の使い方を知る。 ・マナーを知る。 |
| 小学部 高学年 | <p>自分に興味をもつと同時に少しずつ身近なことに興味をもつ段階である。身体的な発達速度は安定した段階であるが、生理的な機能の発達は未熟である。自分と他人との違いを感じ始め、性別の違いを意識し始めている。</p> <p>まだ自己中心的な行動が多いが、人間関係が友達や教員へと広がり、男女別の活動に少しずつ意識が出てくる段階である。互いに異性としての意識は弱い、異性にかかわりをもつ児童もみられる。</p> <p>精神的に未熟であり、保護者や教員への依存度が高いが、友達の影響も少しずつ受ける段階である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自分や友達の誕生日を祝う。 ・身近な動物や植物を育てる。 ・身体の成長について知る。 ・けがや体調の変化を伝える。 ・トイレや更衣等の場所の違いを知る。 ・自分で身体を清潔にする。 ・友達の性別を知る。 ・友達と仲よく活動する。 ・友達と仲よく助け合う。 ・家族構成を知る。 ・家庭での手伝いを一人でする。 ・集団での役割を知る。 ・公共施設の使い方に慣れる。 ・マナーを意識する。 ・社会のルールに気付く。 |

| | | |
|------------|---|---|
| <p>中学部</p> | <p>身体の発育に違いがでてくる段階であり、異性への関心が芽生えてくる。多くの生徒は体つきが変わり、男女ともに心身に大きな変化が現れる。</p> <p>自己中心的な考え方から、少しずつ集団を意識して行動することがみられる。家族や友達との関係を通して自己を見つめ、他人を思いやる心も育ってくる。</p> <p>精神的にも成長し、大人よりも友達とのかかわりを大切にすることが芽生え始める。大人への依存度が低くなり、何事も自分で意欲的に解決しようとする気持ちが育ってくる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自分や友達、家族の誕生日を祝う。 ・動植物等、命のあるものを大切にすること。 ・体調不良を意識し、必要に応じて伝える。 ・トイレの男女の表示を見て、自分の使う場所が分かり、用をたす。 ・身体測定の結果がわかり、自分の身体の成長に関心をもつ。 ・身体と周辺を清潔にすることに気付く。 ・心身の発育状況に応じて、思春期の心と身体の変化に気付く。 ・心身の発育状況に応じて、初経時の手当てと過ごし方を理解する。 ・心身の発育状況に応じて、精通時の対応について理解する。 ・心身の発育状況に応じて、性衝動をコントロールする方法を理解する。 ・友達と協力して活動する。 ・男女の協力を円滑にするために、話の仕方等の意思伝達の手段を身に付ける。 ・家族の一員としての役割を身に付ける。 ・他人を思いやり、協力する気持ちを育てる。 ・公共施設を利用する時のマナーを身に付ける。 ・社会のルールを身に付ける。 ・性被害にあわないために、見知らぬ人について行かない等の方法を身に付ける。 |
| <p>高等部</p> | <p>身体の成長に伴い、異性への関心が高まり、自己の性別の理解が確立する段階である。異性に対する様々な感情が現れ、特定の異性と親しくなりたいという気持ちを抱く生徒も見られる。</p> <p>客観的に物事を考えられることができるようになり、相手を思いやり、学校や社会で自分の力を発揮し、自己実現しようとする気持ちが強くなる。</p> <p>精神的にも自立し、大人よりも友達との関係を大切に、何事も自分で考え判断して、解決していかうとする積極的な態度が見られる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生命の誕生を祝う。 ・生命を尊重する態度を身に付ける。 ・健康で安全な生活を身に付ける。 ・思春期の身体の発育と健康に関心を持ち、身体の各部の働きを知る。 ・常に身体と周辺を清潔に保つ。 ・簡単な病気やけがの手当の仕方を知る。 ・心身の発育状況に応じて、思春期の心と身体の変化について知る。 ・心身の発育状況に応じて、月経時の手当てと過ごし方を身に付ける。 ・心身の発育状況に応じて、性衝動をコントロールする方法を身に付ける。(自慰行為への対応) ・心身の発育状況に応じて、欲求やストレスの対処の仕方を身に付ける。 ・余暇の利用の仕方を身に付ける。 ・男女の協力を円滑にするために、話し方や聞き方等の自己表現の方法を身に付ける。 ・異性を尊重する態度を身に付ける。 ・自己の将来について考える。 ・家庭における男女の役割を知る。 ・地域社会での人間関係を身に付ける。 ・性被害に遇わないための予防策を身に付ける。 ・性加害は絶対に許されない行為であることを知る。 ・性に関する情報の正しい選択の仕方を身に付ける。 |

(イ) 発達段階に即した指導内容

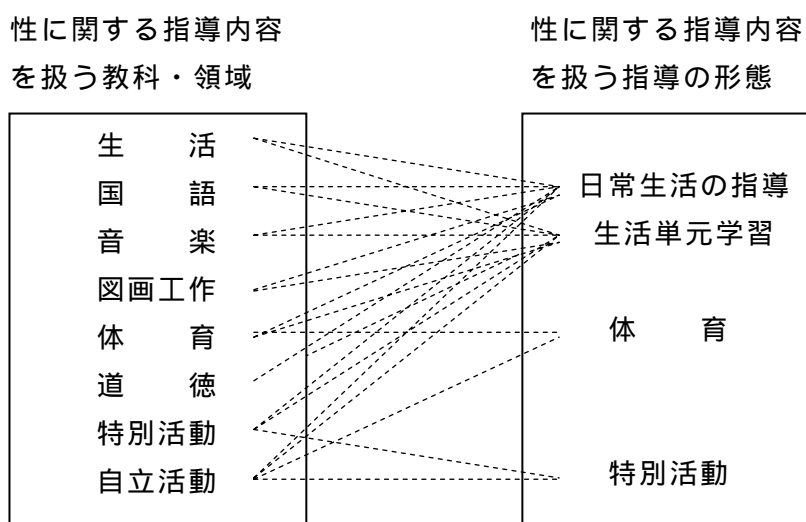
| | 小学部 | | 中学部 | 高等部 |
|-------------|---|---|--|---|
| | 低学年 | 高学年 | | |
| 自分自身に関すること | 生命に関する側面 ・私の誕生日 ・身近な動物に接する | ・私たちの誕生日 ・身近な動植物を育てる | ・友達や家族の誕生日 ・生命の大切さ | ・生命の誕生 ・生命の尊重 ・健康で安全な生活 |
| | 身体的側面 ・身体の種類 ・トイレの場所の区別、使用の仕方 ・身体の清潔 | ・大きくなる身体 ・トイレ、更衣場所等の区別 ・身体の清潔 | ・自分の身体の成長に関心をもつ ・身体と身の清潔 ・思春期の身体の変化 | ・思春期の身体の発育と健康 (月経の手当てと過ごし方、射精の対応の知識) ・清潔と衛生 |
| | 精神的側面 ・自分の性別 | ・友達の性別 | ・思春期の心の変化 | ・思春期の心の変化(性衝動のコントロール) ・欲求やストレスの対処 ・余暇の利用の仕方 |
| 男女の人間関係 | ・仲よく遊ぶ | ・仲よく活動する ・友達と仲よく助け合う | ・友達と協力して活動する ・男女の協力 ・異性との接し方 | ・節度ある異性とのかわり ・異性の尊重と共感 ・対人関係の礼儀作法 ・話し方や聞き方などの意思伝達の方法 |
| 家庭や社会の一員として | ・家庭での手伝い ・公共施設の利用 | ・家族構成を知る ・家庭での手伝い ・集団での役割 ・公共施設の使い方に慣れる ・社会のルールに気付く | ・家族の一員としての役割を身に付ける ・他者への思いやり ・公共施設を利用するマナー ・社会のルールを身に付ける ・性被害の防止 | ・自己の将来 ・家庭における男女の役割 ・地域社会における人間関係 ・性被害・加害の防止 ・性犯罪や性の問題行動 (性に関する情報の対処等) |

2 教育課程への位置付け

知的障害養護学校における性教育は、主に日常生活の指導や保健体育の指導等において行われる。日常生活の指導は領域・教科を合わせた指導であるため、どの教科又はどの領域の指導内容を指導しているのかが不明確になりやすい。したがって、下図のように、各教科等の指導内容と、領域・教科を合わせた指導等の関連を明確にしておく必要がある。

また、性教育は、全体計画・年間指導計画及び学習指導案に基づいて行うものであり、事前・事後に学年会、学部会及び推進組織等で相互に情報交換し、互いに連携を保って行うことが必要である。

【図：小学部の例】



3 指導計画作成上の留意事項

知的障害養護学校における性教育は、人格の完成を目指す教育活動の一環として、学習指導要領に基づき、児童・生徒一人一人の障害の程度や発達段階に応じた適切な指導を教員一人一人が週ごとの指導計画の中に明確に示し、系統的に行っていく。

4 教材選択上の留意事項

知的障害のある児童・生徒は、個人差が大きいため、個に応じた教材を必要とするが、学習指導要領に即し、児童・生徒の障害の状態や発達段階を踏まえ、内容と表現が適切なものを使用する。使用する用語についても、学習指導要領と発達段階等に十分に配慮する必要がある。

5 指導体制の整備

性教育の指導においては、全教職員が指導内容・方法等について共通理解して指導に当たるとともに、順序性が必要である指導内容については、学年・学部間の連携が重要である。また児童・生徒の知的障害の状態は、重度・重複化、多様化してきているため、一人一人の実態に応じてきめ細かな指導が重要であることから、発達段階別、男女別のグループ指導体制等を適時適切に考慮する必要がある。

(1) 教科・領域を合わせた指導における指導体制

日常生活の指導や生活単元学習の中では、毎日の生活の中で日常会話や態度・様子を的確に把握し、児童・生徒の小さな変化もとらえるように努めることが必要である。

(2) 個別指導における指導体制の充実

個別の指導は、学級担任や生活指導主幹や養護教諭、地域の関係機関・関係者等とも連携を深めて組織的に実践することが大切である。全体計画・年間指導計画・個別指導計画を活用し、進級・進学などで担任が替わっても、指導内容に一貫性をもたせて継続的に指導することが大切である。

また、最近では、携帯電話を利用した性情報の氾濫や勧誘等が広がっている。勧誘に乗らないことや、機能の操作方法を「受信拒否」に設定しておくことや電話番号を変更する手続等、個別に指導する必要がある。このため、個々の指導の目標や内容・指導方法等について、学校と家庭が共通理解した一貫性のある指導体制を構築していく必要がある。

6 家庭・地域との連携

生涯学習の視点から学校・家庭・地域においてそれぞれが教育の役割と責任を果たしていくことが求められている。学校が適切に性教育を進めるに当たっては、性教育の目的や内容を家庭に知らせるとともに、保護者の要望を考慮して理解と協力を得ることが大切である。また、地域、医療機関や警察等と連携を図っていくことが大切である。

(1) 全体計画・年間指導計画・個別指導計画の保護者への提示

全体計画・年間指導計画・個別指導計画は、保護者に提示し、性教育の目標・内容を保護者に十分に説明するとともに、保護者の要望を考慮して計画していく必要がある。

(2) 授業参観の実施

保護者や地域の関係者等の理解と協力を得るために、授業参観を計画的に行う必要がある。

(3) 性被害防止等の情報提供・啓発活動

保護者の意識啓発を図るためには、夏季休業前などの時期をとらえて性被害防止等、生活指導上の問題を取り上げていく必要がある。

保健だよりについては、保健学習・保健指導の内容や実施後の児童・生徒の感想等も掲載して、家庭との連携を深めるものにする必要がある。

(4) 地域の情報収集

性にかかわる問題行動の予防や指導に当たっては、地域の人々や関係機関との連携が不可欠なことから、日ごろから地域との連携を密にし、必要な情報を得ることが大切である。

指導例 9 「入浴指導」 小学部 生活単元学習

小学部 6年：I（男子）

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|--------|-----------------------------------|--------------------------------|----|
| 生活単元学習 | 宿泊は大好きで、友達と楽しく遊べる。 身体はだいたい洗える。 | 女子と仲よく遊ぶ。 身体の細かな所まできちんと洗える。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 単元名 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|------|-----|--|--|----|
| 生活単元学習 | 宿泊単元 | 8時間 | 男女別々に入浴することが分かるようにする。 自分の身体をきちんと洗えるようにする。 | 教員が対面して、洗い方の手本を示し、模倣できるようにする。 部屋の前に、男女を示す文字や児童・教員の写真を張ることで、男女の部屋の区別ができるようにする。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(2) 単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|------------------------|--|--|
| 1 | ・ 活動場所を知り自ら進んで活動場所へ行く。 | ・ 風呂、和室、トイレ等の場所を覚える。 ・ 日程表にそって、時間どおりに活動場所へ行く。 | 【知識・理解】 男女別に活動する場所がわかっている。 【関心・意欲・態度】 自分から進んでお風呂等に行こうとしている。 |
| 2 本時 | ・ 身体をきちんと洗う。 | ・ 自分の身体をきちんと洗う。 | 【技能・表現】 手でスポンジを正しく使って、身体の細かなところを洗うことができる。 |

(3) 単元設定の理由

小学部の高学年では、身体も成長し、性別の違いを少しずつ意識するようになる。そのような時期に移動教室での入浴を題材に取りあげ、自分の性別、男女別に活動することがあることや身体を清潔にすることの大切さを理解できるようにするため、本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 男女別に入浴することを理解する。
- ・ 活動場所を知り、自分から進んでお風呂へ行くことができるようにする。
- ・ 自分の身体をきちんと洗うことができるようにする。

学習の方法

- ・ 指導の目標を明確に設定するために、3グループでのグループ指導で行う。1グループは軽度の男子児童のグループ、2グループは重度の男子児童グループ、3グループは女子のグループである。児童Iは1グループである。

評価

- ・ 自分の性別や男女別の活動を理解したか。
- ・ 男女の活動の場所を理解し、自分から進んでお風呂へ行こうとしたか。
- ・ 自分の身体を清潔にすることの大切さに気付いたか。

指導中の配慮事項

- ・ 活動場所、活動内容、だれと活動するか（入浴するグループ等を知らせる）を正しく理解できるように、日程表や友達、教員の写真を示して指導する。
- ・ 身体を洗う指導では、洗い方の手本を示し、模倣できるようにする。

展開（1・3グループ）

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|-----------|--|---|---------------------------------------|
| 導入 10分 | ・ 日程表を見て、入浴する順番や、だれと入浴するかを知る。 | ・ 日程表に、入浴の順番を示したり、一緒に入る友達等の写真を示したりすることによって、だれと入浴するかを知らせる。 | 【知識・理解】 男女別に入浴することや身体の名称を理解している。 |
| 展開 30分 | ・ 時間になったら、友達を誘って浴室に行く。 ・ 顔、手、足等を意識して洗う。 | ・ 身体を洗う順番を個に応じて意識できるようにする。 | 【思考・判断】 入浴する順番を自分で判断して浴室へ行こうとしている。 |
| まとめ 5分 | ・ お風呂の様子を聞く。 | ・ 男女別に入ったことを確認する。 | 【技能・表現】 しっかり身体の部位を洗うことができる。 |

展開（2グループ）

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|-----------|--|---|--------------------------------|
| 導入 10分 | ・ 友達の写真を見て、だれと入浴するかを知る。 | ・ 日程表に、入浴の順番を示したり、一緒に入る友達等の写真を示したりすることによって、だれと入浴するかを知らせる。 | 【知識・理解】 男女別に入ることを理解している。 |
| 展開 30分 | ・ 時間になったら、友達と一緒に浴室に行く。 ・ 頭、顔、手、足等を意識して洗う。 | ・ 身体を洗いながら、手、足等の名称が分かるようにする。 | 【思考・判断】 入浴する順番を自分で考えている。 |
| まとめ 5分 | ・ お風呂の様子を聞く。 | ・ 身体がきちんと洗えたかをたずねる。 | 【技能・表現】 しっかり身体の部分を洗うことができる。 |

中学部 1 年：J（男子）

(1) 個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|------|--|----------------------------------|----|
| 保健体育 | 性別の理解が不十分である。 女性教員に抱きつくことや襟に手を入れる等の行動が見られる。 | 性別を理解し、異性への接し方やマナーある行動がとれるようにする。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 単元名 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|---------|------|--|--|----|
| 保健体育 | 心と身体の発達 | 8 時間 | 自分の身体が成長していることを理解する。 男女の身体の違いを理解する。 大人に近づくと、精通があることを知り、その対応の仕方を理解する。 異性への接し方や節度ある行動がとれるようにする。 | 幼少時の写真等を利用して、自分や友達の身体の変化を視覚的に理解できるようにする。 発達段階に十分配慮し、精通について理解できるように工夫する。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

(2) 単元計画 男女別のグループ指導

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|---------|----------------|--------------------------|--|
| 1 本時 | ・ 自分の身体の成長を知る。 | ・ 幼少期の写真等を使った自分の身体の成長の比較 | 【関心・意欲・態度】 自分や友達、男女の身体の成長に関心をもっている。 |
| 2 | ・ 友達の身体の成長を知る。 | ・ 友達の成長、友達を大切にしようとする気持ち | 【思考・判断】 幼少期との身体の違い、男女の身体の違いを考えている。 |
| 3 | ・ 男女の身体の違いを知る。 | ・ 男女の身体の違い | 【知識・理解】 幼少期との身体の違いや成長の様子、精通の対応等を理解している。 |
| 4 | ・ 精通の対応の仕方を知る。 | ・ 精通と対応の仕方の理解 | 【技能・表現】 身体の成長について感じたことを発表できる。 |

(3) 単元設定の理由

中学部になり、自分や友達の身体の成長を理解するために本単元を設定した。

(4) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 自分の身体の成長を理解する。

学習の方法

- ・ 「心と身体の成長」の単元の導入となるので、全体指導で行う。

評価

- ・ 自分の身体の成長を理解したか。

指導の配慮事項

- ・ 幼少期の写真や小学部1年次の身体の型がみ等と見比べる活動等を通して、自分の身長や体重が変化していることを知り、身体の成長に気付かせる。
- ・ 保健体育の指導は、日常生活の指導、学級活動等と関連して指導できるようにする。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|---|---|---|
| 導入 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の成長についての学習をすることを知る。 ・ 自分の幼少期の写真を発表する。 ・ 赤ちゃんの頃の身体の大きさを感じ取る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの頃の写真等を紹介して、小さかった身体を思い起こさせる。 ・ 赤ちゃんの模型を抱かせて小さかった自分の身体を理解させる。 | <p>【関心・意欲・態度】 自分の身体の成長に関心をもっている。</p> <p>【思考・判断】 身体の変化について考えようとしている。</p> |
| 展開 30分 | <p>自分の等身大の型がみを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の等身大の型がみを発表する。 <p>小学部1年の身体の大きさと比較する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に用意した小学部1年の身体の型がみと現在の身長を比べてみる。 ・ 小学部1年の体重を知り、現在の体重と比べてみる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 友達と協力して、自分や友達の等身大の型がみができるようにする。 ・ できた型がみを黒板に貼り付け、自分の身体の大きさを理解できるようにする。 ・ 事前に調べておいた身長等で作っておいた小学部1年次の型がみや、体重表と比較して、自分の身体の成長を理解できるようにする。 | <p>【関心・意欲・態度】 友達と協力して、身体の大きさを意識しながら、ダンボールで等身大の型がみを作ろうとしている。</p> <p>【思考・判断】 ダンボールの型がみを通して、自分の身体の大きさを意識している。</p> <p>【知識・理解】 小学部1年次の身体の型がみと比較して、自分の身体の成長を理解している。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の身体が大きくなっていることを発表する。 ・ 次回は、友達の身体を発表することを知らせる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の身体の成長について感じたことを発表する。 ・ 次回は、友達の身体の成長について学習することを説明する。 | <p>【技能・表現】 自分の身体の成長の様子で感じたことを発表しようとしている。</p> |

指導例 1 1 「思春期の心と身体の成長」 高等部 保健体育

高等部 2 年：K（女子）

（1）個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|------|------------------------------------|--|----|
| 保健体育 | 思春期を迎え、自分の身体の成長に気付き、異性への関心も高まっている。 | 大人になっていく時の身体の変化について理解することで、大人としての行動を身に付ける。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 単元名 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|-------------|-------|-----------------|--------------------------------------|----|
| 保健体育 | 思春期の心と身体の成長 | 10 時間 | 思春期の心と身体の変化を知る。 | 発達段階に十分に配慮し、身体内部諸器官をイメージしやすい教材を用意する。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

（2）単元計画 男女別のグループ指導

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価の観点 |
|-------------------|---|--------------------------------|--|
| 1 ・ 2 本時 | ・ 大人になっていく時の男女の身体の変化を理解する。 | ・ 思春期の自分の成長 ・ 身体内部諸器官の働き | 【関心・意欲・態度】 自分の身体や心の変化について学習しようとしている。 【思考・判断】 思春期の身体や心の変化を考えている。 |
| 3 ・ 4 | ・ 月経について理解する。 | ・ 月経について ・ 月経時の手当てと過ごし方 | 【知識・理解】 身体内部諸器官の働きについて理解している。 月経の現象について理解している。 |
| 5 ・ 6 | ・ 思春期の心の変化について理解する。 ・ 男女の協力を円滑にする自己表現を身に付ける。 | ・ 思春期の心の変化 ・ 男女の協力、話し方・接し方等 | 【技能・表現】 月経時の手当てや過ごし方を工夫している。 男女の協力を円滑にする表現ができる。 |

（3）単元設定の理由

思春期の身体の変化について学習するとともに、異性に対する思いやりや節度ある正しい行動の仕方、態度を育てるため、本単元を設定した。

（4）本時の指導

指導のねらい

- ・ 自分の身体の変化について理解する。

- ・ 身体内部諸器官の働きについて理解する。
学習の方法
- ・ 単元計画の2・3・4時間の授業は、男女別のグループ指導で行う。
評価
- ・ 思春期にあることを理解したか。
- ・ 身体内部諸器官の働きについて理解したか。
指導の配慮事項
- ・ 身体の発育や、身体の変化等から理解を深めるようにする。
- ・ 身体内部諸器官の働きを理解することで、思春期の身体の変化に不安や悩みを抱かせないようにする。
展開（女子グループ）

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|---|--|--|
| 導入 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の成長過程の図を見て、自分たちが思春期にあることを思い出す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の身体の成長過程の図を提示し、高等部の生徒が思春期にあることを思い出させる。 | <p>【関心・意欲・態度】 思春期にあることに関心を持ち、思春期について考えようとしている。</p> |
| 展開 30分 | <p>思春期の身体の図を見て、その特徴について考える。</p> <p>身体内部諸器官の役割について考える。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 図を用いて、大人になりつつある身体の変化は、何がどのように違うか考えさせる。 ・ 身体内部諸器官について説明する。 | <p>【思考・判断】 身体の変化について、考えようとしている。</p> <p>【関心・意欲・態度】 身体内部諸器官について関心をもって、説明を聞こうとしている。</p> |
| まとめ 10分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分かったことをワークシートに記入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の特徴を理解できたか確認する。 | <p>【知識・理解】 身体内部諸器官の名称を知り、その働きについて理解している。</p> |

病弱養護学校

病弱養護学校における性教育

1 病弱養護学校における性教育の課題

病弱養護学校では、寄宿舎と連携して、健康の回復・改善を図り、生活の自己管理ができるようにする自立活動の指導とともに、各教科の基礎的・基本的な学力の定着に努めている。病院内の分教室では、ベットサイドでの授業も行っている。

病弱養護学校の児童・生徒は、治療や生活規制などのため、一般に授業時数の制約、身体活動の制限及び経験の不足などがみられるため、各教科等の指導に当たっては、指導内容を精選したり、指導方法や教材・教具を工夫したりして、学習効果を高めるようにしているとともに、特別活動などの指導を通して、校内や校外において様々な経験が得られるよう配慮している。

性教育の適正な実施に当たっては、学習指導要領に基づき、一人一人の病状や生活経験・レディネスに応じた指導を系統的に行っていく必要がある。

また、医師や看護師など医療機関のスタッフや家族と十分な連携を図るとともに、前籍校の担任・養護教諭や地域の医療機関・相談機関との連携が不可欠である。

2 指導計画作成上の留意事項

病弱養護学校における指導計画は、小学校、中学校に準ずるが、指導計画の作成に当たっては、児童・生徒一人一人の病虚弱や学習進捗の実態に応じたグループを編成したり、さらに、男女別のグループを編成したりして、病状等に応じた指導計画を作成していくことが重要である。

中学部グループ分けの観点や指導内容（例）

| グループ名 | グループ分けの観点 |
|--------|---|
| 第1グループ | 長い間の入院や心理的要因で学習空白が多いため、系統だった性教育の指導を受けていない生徒のグループ |
| 第2グループ | 肥満などにより外見的な面での心理的課題をもっていたりする生徒のグループ |
| 第3グループ | 糖尿病のため血糖値を自分で測定し、インシュリン注射をする、定期的に服薬するなど日常的に服薬や注射をするグループ |
| 第4グループ | 家庭環境が複雑であったり、養育に課題があったりしている生徒のグループ |

3 教材選択上の留意事項

病弱養護学校の児童・生徒は、病気の治療や検査、各種の生活規制により、学習意欲が低下したり、学習効果が上がらなかつたりする場合もみられる。そのため、学習指導要領に基づき児童・生徒の病弱等の状態を考慮した適切な教材・教具の工夫とその効果的な活用によって、意欲を高め、学習効果をあげるよう配慮する必要がある。

病弱の児童・生徒に対する適切な教材・教具の工夫の観点には次のことが考えられる。

(1) 学習の空白を補うこと

児童・生徒は、一般に病状等に伴い学習時間に制約があったり、学習の空白が生じたりしがちである。そこで、一人一人の学習の習熟度を踏まえた個別指導計画に基づき、学習の空白や遅れを補い、学習意欲を高めるようにすることが大切である。

(2) 身体活動の制限を考慮すること

腎臓病や心臓病などのように運動制限がある児童・生徒については、既製の教材・教具に改良を加えて使いやすくし、また、身体面の負担を少なくして、意欲的、効果的な学習ができるようにすることが必要である。

(3) 経験を広めようとする

児童・生徒の多くは、長期の入院によって生活空間が限られ、直接経験が不足したり、経験の偏りを生じたりしがちである。そこで、視聴覚教材やコンピュータ等を積極的に活用し、経験の不足や偏りを補ったり、児童・生徒が自分で操作をして体験できるように表記や表現が適切な教材・教具を工夫したりして、学習効果を高めることが大切である。

4 指導体制の整備

小学部、中学部の各時期における性に関する知識・理解やレディネスは、個人差が大きく、集団の指導では十分でないこともある。

また、性に関する問題で深刻に悩んでいる児童・生徒も存在する実態から、個別指導の充実が不可欠である。個別の指導では、医師や看護師などの医療機関のスタッフや保護者等の連携を深め、一人一人に対するよりきめ細かな指導が重要である。

5 保護者・前籍校との連携

病弱養護学校における性教育は、保護者の理解と協力を得ながら、寄宿舍と連携することにより、効果的に行うことができる。したがって、保護者や寄宿舍に対して適時、適切に考え方や取組の現状を連絡するとともに、保護者や寄宿舍の実状を把握し、指導に生かしていくことが重要である。また、前籍校との情報交換を定期的に行い、連携を図ることも重要である。

中学部 3 年：L（男子）

（1）個別指導計画

実態表

| 項目 | 様子 | 指導のめあて | 評価 |
|---------------|-----------------------------------|------------------------------------|----|
| 生活 | 他の生徒との会話が苦手である。 | 友達と過ごす時間を多くし、かわりをもつように促す。 | * |
| 健康・運動 | 医療的には特に問題ないが、健康診断等を受けようとする姿勢が乏しい。 | 健康診断の大切さを理解させ、他の生徒と同じように受診するように促す。 | * |
| 学習 | 学年相当の各教科の学習をしているが、学習への意欲は低い。 | 授業の自作プリントを作り、復習課題として行わせる。 | * |
| 社会性・コミュニケーション | 自分の意思を相手に伝えることが難しい。 | 小グループの中で、自分の意見を発表できるようにする。 | * |

教科・領域等について

| 教科・領域等 | 項目 | 時数 | 目標 | 手だて・教材・配慮 | 評価 |
|--------|----------|------|---|---------------------------------------|----|
| 保健体育 | 身体の発育・発達 | 5 時間 | 思春期に起こる身体の変化について理解を深め、生理的・精神的なストレスの対処が適切にできる。 | 視聴覚教材やコンピュータ等を積極的に活用する。 プリントを活用する。 | * |

* 評価欄は、指導後に記載する。

（2）グループの実態

本校転入以前は、不登校傾向で生活リズムが昼夜逆転していた生徒が多い。本校転入学後は寄宿舎生活には適応しているが、帰宅時は、食生活も睡眠時間も乱れがちである。

また、思春期のこの時期は、身体の成長に伴って心の変化を感じることで、ストレスを抱えることも多くなっている。

（3）単元設定の理由

成長していく自分自身の生理的・精神的ストレスの種類や対応の仕方を知り明るく充実した生活を送ることができるようにするために、本単元を設定した。

(4) 単元計画

| 時間 | ねらい | 学習内容 | 評価 |
|---------|-----------------------------------|-------------------|--|
| 1 | ・ 各器官の発育を知る。 脳の仕組みと発達について知る。 | ・ 身体の発育・発達 | 【関心・意欲・態度】 思春期におこる身体の変化について、意欲的に学習に取り組もうとしている。 【思考・判断】 男女の違いに目を向け、命の尊さについて考えている。 心の変化を感じ、友達との人間関係について考えている。 欲求・ストレスには様々な種類があり、その対処法を考えている。 【知識・理解】 各器官の発育を理解するとともに、個人差があることが分かる。 |
| 2 | ・ 思春期の男女の身体の変化を知る。 | ・ 男女の身体の仕組みと変化 | |
| 3 | ・ 月経や射精の仕組みを知る。 | ・ 受精と生命 | |
| 4 | ・ 知的機能、情緒機能について知る。 | ・ 知的機能・情意機能の発達 | |
| 5 本時 | ・ 自分の生理的・精神的ストレスについてその対処の仕方を考え合う。 | ・ 生理的・精神的ストレスへの対処 | |

(5) 本時の指導

指導のねらい

- ・ 生理的・精神的ストレスには、様々な種類があることを理解する。
- ・ 様々なストレスの種類やその対処法を理解する。

学習方法

- ・ 話し合い活動を中心としながら、プリント等を使用して学習を進める。

評価

- ・ 様々なストレスがあることを理解したか。
- ・ 欲求やストレスについての対処法には様々なことを理解したか。

指導の配慮事項

- ・ 一人一人の病状や生活経験等を十分配慮し、生徒が学習に集中できるようにする。

展開

| 時間 | 学習内容・活動 | 教師のかかわり | 評価 |
|------------|---|--|--|
| 導入 10分 | ・ 前回までの復習をする。 心の変化について考える。 | ・ すべての生徒に発言する機会を設ける。 | 【関心・意欲・態度】 一人一人が、感じている心の問題について、率直に発言しようとする。 |
| 展開 30分 | ・ 自分の生理的・精神的ストレスを考える。 ・ それぞれのストレスをどうしたら解消できるかを考える。 | ・ 欲求やストレスがあることに気付かせる。 ・ その対処法についてこれまでの経験なども含めて話し合わせる。 | 【思考・判断】 課題の解決方法を考えている。 【知識・理解】 ストレスの解消法があること、それは人によっても違うことが分かる。 |
| まとめ 10分 | ・ 心身の調和と心の健康についてまとめる。 | ・ 友達もいろいろな気持ちでいることを感じさせる。日頃の不安を取り除けるような話をする。 | 【知識・理解】 身体は成長だけでなく、心も日々成長していることが分かる。 |

その他の個別指導例（Q & A）

【中学部 男子 盲学校】

Q 1 好意を寄せる女子生徒に対し、人前でも気にせず寄っていき、顔を凝視して、「好き」などとしつこく言う。また、過剰な介助で必要以上に身体に触ろうとし、下校時に待ち伏せするなどの行為がみられ、相手の女子生徒から困っているという相談があった。このような場合、どのように指導したらよいか？

A 1 異性に興味・関心をもつことは成長の現れであるが、好きだから、何をしてもよいというようなことは許されないことであり、将来の社会参加、自立に向けて節度ある行動がとれるよう厳しく指導していく必要がある。また、相手に迷惑をかけないようにすることや、相手の立場になって考えることができるようにしていく必要がある。

特に、視覚障害のため、見えづらいとあって、人のそばに寄って凝視することは、相手にとっては許容の限度を越えることであり、場合によっては犯罪として扱われることにもなりかねないことを十分に理解させる必要がある。

また、歩行介助の際の介助の仕方、され方など、異性間の介助方法には、節度ある態度が必要であることも指導しなければならない。さらに、家庭との協力・連携や相手の女子生徒への指導も忘れてはならない。

【高等部 女子 盲学校】

Q 2 通学や外出時に支援を申し出してくれる人がいるが、なかには強引な人もいて、どこかに連れて行かれそうで怖い思いをしたとの相談があった。このような場合、どのように指導したらよいか？

A 2 社会には誘拐や性被害などの犯罪があることとともに、自分もそれらの被害者になりうることを十分に理解させ、危険を察知し、確実に回避することができるようにしていく必要がある。

特に白杖を持った視覚障害者に対して、善意を装って害を与える人がいるということを理解させ、被害にあわないようにするためには、自分で自分を守ることができるようにする必要がある。そのためには、危険な場所には近付かない、初めて行く場所は、よく調べてから介助者と一緒に行けるなど、普段から慎重に行動する習慣を身に付けていくことが必要である。

また、自分に必要のない過剰な支援は、上手に断ることも必要であり、その練習もしておく必要がある。

【高等部 女子 ろう学校】

Q 3 補聴器を使用している生徒が、通学途中で痴漢の被害にあった場合、どのように指導したらよいか？

A 3 補聴器をつけていると、声が出せないと思われがちで、痴漢にねらわれやすいことや、痴漢の被害に遭った時は、勇気を出して周囲の人に助けを求めることを指導する。防犯ブザーを鳴らす、大きな声を出す、犯人の手をつかまえるなど、き然とした態度による対処法を、セーフティ教室などできちんと身に付けさせておく必要がある。

【中学部 女子 肢体不自由養護学校】

Q 4 肢体不自由養護学校では、初経や精通について、どのように指導したらよいか？

A 4 初経や精通の学習は、児童・生徒の発達段階に十分に配慮し、一律の指導にならないようにするとともに、保護者と連携して個に応じた指導を慎重に行っていく必要がある。肢体不自由の状態により手当てがうまくできないこともあるため、児童・生徒の実態に応じた保護者の理解と協力が必要である。月経中は不潔になりやすいため、こまめに手当てを行うよう指導する必要がある。

【小学部 女子 知的障害養護学校】

Q 5 第2学年になってから、パンツに手を入れ、性器いじりをするのが多く見られるようになっている。このような場合、どのように指導したらよいか？

A 5 アトピー性皮膚炎やかぶれのある児童の場合は、皮膚の強いさそうよう（掻痒）感から性器いじりを行うこともある。この場合は、まず排泄後のふき取りの指導や手洗いの指導を家庭と協力して行い、併せて皮膚科の受診も勧めていく必要がある。

こだわりで行っているような場合は、簡単にパンツをおろせないようつなぎのズボンやタイツをはかせる等の配慮も必要である。また人前でパンツをおろし、性器を出すことは、とても恥ずかしいことであることを、繰り返し根気強く指導することが大切である。

まれに、思春期早発症のホルモン異常が原因で、思春期に起こる身体の変化が早期に訪れる病気である可能性もあるので、医療機関に相談することも必要である。

【中学部 男子 知的障害養護学校】

Q 6 中学部になり一人通学をするようになったが、バスの中で女性の体や髪に触ろうとするしぐさが見られるようになった。このような場合、どのように指導したらよいか？

A 6 まず担任が登下校の様子を確認し、その実態に応じて、直接注意をしながら、社会のルールを守って節度ある行動をとることを体験的に指導していく必要がある。あまり混雑しないバスに乗車することや、バスの中での立つ位置を決めるなどの方法を工夫していく必要がある。

また、家庭での様子を聞くとともに、学校での指導の手立てを伝え、学校と家庭が緊密に連携・協力し、指導を行っていく必要がある。

【高等部 男子 知的障害養護学校】

Q 7 保護者から、「女子に強い関心をもち、公園でむやみに声をかけるようになっていく。どうすればよいか。」との相談があった。このような場合、保護者と協力して、生徒本人にどのような指導したらよいか？

A 7 本人や保護者の心理面に十分に配慮しながら指導に当たることが重要である。集団指導で、社会性を育てる指導を行うとともに、個別指導では、社会ではいけないことを厳しく指導していく必要がある。

また、家庭での余暇の過ごし方の充実を図りながら、外出時には必ず行く場所や帰って来る時間を約束する等を行うことが必要である。家庭での手伝いを増やし、役割を果たすことや約束を守ろうとする気持ちを育てる指導も大切である。

なお、法に触れる行動が予測されるケースの場合は、管理職を中心として、関係機関とともに組織的な支援の方法を考えることが重要である。